

○横浜市スポーツ施設条例

平成10年3月25日

条例第18号

改正 平成17年2月25日条例第28号

平成17年12月28日条例第128号

平成20年2月25日条例第2号

平成22年6月25日条例第29号

平成23年3月25日条例第24号

平成23年12月22日条例第48号

平成28年12月22日条例第67号

平成30年3月5日条例第9号

平成30年10月15日条例第56号

平成31年2月25日条例第3号

令和元年12月25日条例第39号

令和3年12月24日条例第56号

令和4年6月15日条例第24号

令和4年12月28日条例第43号

令和4年12月28日条例第44号

横浜市スポーツ施設条例をここに公布する。

横浜市スポーツ施設条例

(設置)

第1条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、横浜市に次のスポーツ施設を設置する。

| 名称 | 位置 |
|----------------|---------|
| 横浜国際プール | 横浜市都筑区 |
| 横浜BUNTAI | 横浜市中区 |
| 横浜武道館 | 同 |
| たきがしら会館 | 横浜市磯子区 |
| 横浜市鶴見スポーツセンター | 横浜市鶴見区 |
| 横浜市神奈川スポーツセンター | 横浜市神奈川区 |
| 横浜市西スポーツセンター | 横浜市西区 |

| | |
|-----------------|----------|
| 横浜市中スポーツセンター | 横浜市中区 |
| 横浜市南スポーツセンター | 横浜市南区 |
| 横浜市港南スポーツセンター | 横浜市港南区 |
| 横浜市保土ヶ谷スポーツセンター | 横浜市保土ヶ谷区 |
| 横浜市旭スポーツセンター | 横浜市旭区 |
| 横浜市磯子スポーツセンター | 横浜市磯子区 |
| 横浜市金沢スポーツセンター | 横浜市金沢区 |
| 横浜市港北スポーツセンター | 横浜市港北区 |
| 横浜市緑スポーツセンター | 横浜市緑区 |
| 横浜市青葉スポーツセンター | 横浜市青葉区 |
| 横浜市都筑スポーツセンター | 横浜市都筑区 |
| 横浜市戸塚スポーツセンター | 横浜市戸塚区 |
| 横浜市栄スポーツセンター | 横浜市栄区 |
| 横浜市泉スポーツセンター | 横浜市泉区 |
| 横浜市瀬谷スポーツセンター | 横浜市瀬谷区 |
| 横浜市本牧市民プール | 横浜市中区 |
| 横浜市港南プール | 横浜市港南区 |
| 横浜市保土ヶ谷プール | 横浜市保土ヶ谷区 |
| 横浜市旭プール | 横浜市旭区 |
| 横浜市金沢プール | 横浜市金沢区 |
| 横浜市都筑プール | 横浜市都筑区 |

(平17条例28・平30条例9・平31条例3・令3条例56・令4条例24・一部改正)

(事業)

第2条 スポーツ施設は、次の事業を行う。

- (1) スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関する事。
- (2) スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関する事。
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関する情報の収集及び提供に関する事。
- (4) スポーツ及び体力づくりに関する相談に関する事。
- (5) その他前各号に準ずる事業

(開館時間等)

第3条 スポーツ施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(平20条例2・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第4条 次に掲げるスポーツ施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) スポーツ施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) スポーツ施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げるスポーツセンターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公会堂（横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）第1条に規定する公会堂をいう。以下同じ。）の同条例第5条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

3 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

4 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、スポーツ施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市公会堂条例第5条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、スポーツセンター及び公会堂の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

7 市長は、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンター以外のスポーツ施設について、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会（第17条第1項に規定する委員会をいう。）の意見を聴かなければ

ればならない。

8 市長は、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンターについて、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市公会堂条例別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（同条例第15条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

（平17条例28・追加、平20条例2・平22条例29・平23条例48・令3条例56・令4条例43・一部改正）

（指定管理者の指定等の公告）

第5条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（平17条例28・追加、平20条例2・一部改正）

（管理の業務の評価）

第6条 指定管理者（スポーツセンターの指定管理者を除く。）は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げるスポーツ施設（スポーツセンターを除く。）の管理に関する業務について、別表第2の左欄に掲げる横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。

2 スポーツセンターの指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げるスポーツセンターの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

（平23条例48・追加、平30条例9・一部改正）

（利用の許可）

第7条 スポーツ施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にスポーツ施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、スポーツ施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) スポーツ施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) スポーツ施設の設置の目的に反するとき。

(3) スポーツ施設の管理上支障があるとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

（平17条例28・旧第4条繰下・一部改正、平23条例48・旧第6条繰下）

(特別の設備の設置の許可)

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、スポーツ施設に特別の設備を設置しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

3 スポーツ施設に特別の設備を設置した者は、スポーツ施設の利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。第11条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。

(平17条例28・旧第5条繰下・一部改正、平23条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(物品販売等の許可)

第9条 利用者は、スポーツ施設において次に掲げる行為をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) その他規則で定める行為

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(平17条例28・旧第6条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正、平23条例48・旧第8条繰下・一部改正)

(許可の手続)

第10条 第7条第1項、第8条第1項及び前条第1項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例28・旧第7条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正、平23条例48・旧第9条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、第7条第1項、第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による許可を取り消し、又はスポーツ施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(平17条例28・旧第8条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正、平23条例48・

旧第10条繰下・一部改正)

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、スポーツ施設の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他スポーツ施設の管理上支障があるとき。

(平17条例28・旧第9条繰下・一部改正、平23条例48・旧第11条繰下)

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(平17条例28・旧第11条繰下・一部改正、平20条例2・平22条例29・一部改正、平23条例48・旧第12条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平17条例28・旧第12条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正、平23条例48・旧第13条繰下)

(利用料金の不返還)

第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(平17条例28・旧第13条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正、平23条例48・旧第14条繰下)

(横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室に関する特例)

第16条 アマチュア競技団体以外の団体で市長が定めたもの（以下「指定団体」という。）が、横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室について定期的又は継続的な利用を希望する場合においては、規則で定めるところにより、これらの施設の年間利用計画書により指定管理者に申し出ることができる。

- 2 指定団体が前項の年間利用計画書に基づき横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室を利用するため第7条第1項の規定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の申請と競合した場合において、指定管理者が特に必要があると認めるときは、当該指定団体を優先者とするすることができる。

(令3条例56・追加)

(指定管理者選定評価委員会等)

第17条 別表第2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会(以下「選定評価委員会等」という。)を置く。

- 2 選定評価委員会等は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加、令3条例56・旧第16条繰下)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例28・旧第14条繰下、平20条例2・一部改正、平23条例48・旧第15条繰下、令3条例56・旧第17条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、横浜国際プールに係る規定は、平成10年7月4日から施行する。

(横浜文化体育館条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 横浜文化体育館条例(昭和36年3月横浜市条例第53号)

(2) 横浜市スポーツセンター条例(昭和55年10月横浜市条例第51号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の横浜文化体育館条例及び横浜市スポーツセンター条例(以下「旧条例」という。)の規定によってした申請及び許可は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際既に旧条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則（平成17年2月条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成18年3月教委規則第5号により同年同月21日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市スポーツ施設条例第10条の規定によりその管理に関する事務を委託しているスポーツ施設については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月条例第128号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成18年12月教委規則第30号により平成19年1月1日から施行）

附 則（平成20年2月条例第2号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（横浜市スポーツ施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 施行日前に前項の規定による改正前の横浜市スポーツ施設条例の規定により行った処分その他の行為は、同項の規定による改正後の横浜市スポーツ施設条例の相当規定に基づいて行った処分その他の行為とみなす。

附 則（平成22年6月条例第29号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月条例第24号）

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年12月条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務につい

ての評価に相当する評価を受けている場合にあつては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

附 則（平成28年12月条例第67号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月条例第9号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づく横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プールを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成30年10月条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和2年7月規則第64号により同年同月24日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づく横浜文化体育館の横浜武道館を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成31年2月条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和5年6月規則第50号により同年7月8日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づく横浜市本牧市民プールを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和元年12月条例第39号）

この条例は、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和2年7月24日）

附 則（令和3年12月条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和5年4月規則第41号により同年6月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づくたきがしら会館を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和4年6月条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和6年3月規則第14号により同年4月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づく横浜BUNTAIを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和4年12月条例第43号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和6年2月規則第3号により同年4月1日から施行)

附 則 (令和4年12月条例第44号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(令和5年6月規則第51号により同年7月8日から施行)

別表第1 (第4条第2項、第7項及び第8項)

(平22条例29・追加、平23条例48・一部改正)

| スポーツセンター | 公会堂 |
|---------------|----------|
| 横浜市青葉スポーツセンター | 横浜市青葉公会堂 |
| 横浜市栄スポーツセンター | 横浜市栄公会堂 |

別表第2 (第4条第7項、第6条第1項、第17条第1項)

(平23条例48・追加、平30条例9・令3条例56・一部改正)

| 名称 | 担当事務 |
|----------------|----------------------------|
| 横浜市スポーツ施設等指定管理 | スポーツ施設 (スポーツセンターを除く。) 及び三ツ |

| | |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 者選定評価委員会 | 沢公園（体育館に限る。）（以下「スポーツ施設等」という。）の指定管理者の候補者の選定、当該指定管理者によるスポーツ施設等の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市鶴見スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市鶴見スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市神奈川スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市西スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市西スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市中スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市中スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市南スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市南スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市港南スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市港南スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市保土ヶ谷スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市保土ヶ谷スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市旭スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市旭スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市磯子スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市磯子スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市金沢スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市金沢スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市港北スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市港北スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市緑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市都筑スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市都筑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |

| | |
|-------------------------|--------------------------------------------|
| 横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市戸塚スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市泉スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市泉スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
| 横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会 | 横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |

別表第3（第13条第2項）

（平17条例28・平17条例128・平20条例2・一部改正、平22条例29・旧別表・一部改正、平23条例24・一部改正、平23条例48・旧別表第2線下・一部改正、平28条例67・平30条例9・平30条例56・令元条例39・令3条例56・令4条例24・令4条例44・一部改正）

(1) 横浜国際プール

| 種別 | | 単位 | 利用料金 |
|----------|--------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------|
| 個人 利用 | メインプール | 1人2時間につき | 円 |
| | ダイビングプール | | 700 |
| | サブプール | | 中学生以下の者 350 |
| | トレーニングルーム | | 500 中学生以下の者 250 |
| | サブアリーナ | 300 中学生以下の者 150 | |
| | スポーツフロア(テニスコートとして利用する場合) | 1面2時間につき | 14,000 |
| 貸切 利用 | メインプール | アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合 | 入場料等を徴収しない場合 192,000 入場料等を徴収する場合 384,000 |
| | | その他の場合 | 入場料等を徴収しない場合 768,000 |
| | | | |

| | | | |
|----------|-------------------------|-----------------|-----------|
| | | 入場料等を徴収する 場合 | 1,536,000 |
| ダイビングプール | アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合 | 入場料等を徴収しない場合 | 76,000 |
| | | 入場料等を徴収する場合 | 152,000 |
| | その他の場合 | 入場料等を徴収しない場合 | 304,000 |
| | | 入場料等を徴収する場合 | 608,000 |
| スポーツフロア | アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合 | 入場料等を徴収しない場合 | 72,000 |
| | | 入場料等を徴収する場合 | 152,000 |
| | その他の場合 | 入場料等を徴収しない場合 | 360,000 |
| | | 入場料等を徴収する場合 | 1,440,000 |
| サブプール | アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合 | 入場料等を徴収しない場合 | 153,000 |
| | | 入場料等を徴収する場合 | 306,000 |
| | その他の場合 | 入場料等を徴収しない場合 | 612,000 |
| | | 入場料等を徴収する場合 | 1,224,000 |
| サブアリーナ | | | 21,000 |
| 観客席 | | | 150,000 |
| 多目的ホール | | | 45,000 |
| 会議室 | | | 18,000 |

| | | | |
|------|--------|--------------|---------|
| | 多目的コート | 1面1日につき | 34,000 |
| 駐車場 | 大型車 | 1台2時間につき | 1,500 |
| | その他のもの | | 500 |
| 附帯設備 | | 1式又は1台、1日につき | 312,000 |

(2) 横浜BUNTAI

| 種別 | | 単位 | 利用料金 |
|----------|--------|--------------|----------------|
| 貸切 利用 | アリーナ | 1日につき | 円 3,080,000 |
| | 体育室 | | 308,000 |
| 駐車場 | 大型車 | 1台1時間につき | 1,200 |
| | その他のもの | | 600 |
| 附帯設備 | | 1式又は1台、1日につき | 330,000 |

(2)の2 横浜武道館

| 種別 | | 単位 | 利用料金 | |
|----------|--------------|--------------|----------------|-----------|
| 個人 利用 | 武道場 | 1人2時間につき | 円 550 | |
| | アリーナ内多目的スペース | | 中学生以下の者 330 | |
| 貸切 利用 | アリーナ | 1日につき | 入場料等を徴収しない場合 | 395,000 |
| | | | 入場料等を徴収する場合 | 1,015,000 |
| | 武道場 | | 入場料等を徴収しない場合 | 147,000 |
| | | | 入場料等を徴収する場合 | 219,000 |
| | 多目的室 | | 95,000 | |
| 駐車場 | 大型車 | 1台1時間につき | 1,200 | |
| | その他のもの | | 600 | |
| 附帯設備 | | 1式又は1台、1日につき | 286,000 | |

(3) たきがしら会館

| 種別 | | | 単位 | 利用料金 | |
|----------|---------|------------------|------------------|------------------|--------|
| 個人 利用 | 体育室 | | 1人2時間に つき | 円 | |
| | トレーニング室 | | | 300 | |
| 貸切 利用 | 体育室 | アマチュア又はア | 1日につき | 23,000 | |
| | | マチュア競技団体 | | 入場料等を徴収し ない場合 | 92,000 |
| | | が利用する場合 | | 入場料等を徴収す る場合 | 46,000 |
| | その他の場合 | 入場料等を徴収し ない場合 | | 184,000 | |
| | | 入場料等を徴収す る場合 | | 12,000 | |
| | ホール | 入場料等を徴収し ない場合 | | 29,000 | |
| | | 入場料等を徴収す る場合 | | 11,000 | |
| | 武道場 | 入場料等を徴収し ない場合 | | 17,000 | |
| | | 入場料等を徴収す る場合 | | 6,000 | |
| | 会議室 | | | | |
| 駐車場 | | | 1台2時間に つき | 500 | |
| 附帯設備 | | | 1式又は1台、 1日につき | 12,000 | |

(3)の2 スポーツセンター

| 種別 | | 単位 | 利用料金 |
|----|-----|--------|------|
| 個 | 体育室 | 1人1日につ | 円 |

| | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------|----------|-----------------------|
| 人 利 用 | 弓道場 | | き | 600 中学生以下の者 150 |
| | トレーニング室 ウェイトリフティング室 | | | 900 中学生以下の者 300 |
| | プール インラインホッケーコート | | 1人2時間につき | 600 中学生以下の者 200 |
| 貸 切 利 用 | 第1体育室 | 入場料等を徴収しない場合 | 1日につき | 20,000 |
| | | 入場料等を徴収する場合 | | 80,000 |
| | 第2体育室 | | | 10,000 |
| | 第3体育室 | | | 5,000 |
| | インラインホッケーコート | | | 30,000 |
| | スポーツスタジオ | | | 8,000 |
| | 弓道場 | | | 5,000 |
| | 研修室 | | | 4,000 |
| | テニスコート（横浜市保土ヶ谷スポーツセンター及び横浜市港北スポーツセンターに限る。） | | | 1面1日につき |
| プール | | 1コース1日につき | 18,000 | |
| 駐車場（横浜市鶴見スポーツセンター、横浜市神奈川スポーツセンター、横浜市西スポーツセンター、横浜市中スポーツセンター、横浜市南スポーツセンター、横浜市保土ヶ谷スポーツセンター、横浜市旭スポーツセンター、横浜市磯子スポーツセンター、横浜市金沢スポーツセン | 大型車 | 1台2時間につき | 1,500 | |
| | その他のもの | つき | 500 | |

| | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--|--------|
| ター、横浜市港北スポーツセンター、横浜市緑スポーツセンター、横浜市都筑スポーツセンター、横浜市戸塚スポーツセンター、横浜市泉スポーツセンター及び横浜市瀬谷スポーツセンターに限る。) | | | |
| 付帯設備 | 1式又は1台、1日につき | | 24,000 |

(4) 横浜市本牧市民プール

| 種別 | | 単位 | 利用料金 |
|------|--------------|--------------|--------------------------------------------|
| 個人利用 | プール | 1人1日につき | 円 1,400 中学生 700 小学生以下の者 400 |
| 貸切利用 | プール | 3時間につき | 216,000 |
| 駐車場 | プールを個人利用する場合 | 1台1日につき | 1,000 |
| | その他の場合 | 1台1時間につき | 200 |
| 付帯設備 | | 1式又は1台、1日につき | 2,800 |

(5) 横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール

| 種別 | | 単位 | 利用料金 |
|------|-------------------|---------|----------------------------|
| 個人利用 | プール（横浜市金沢プールを除く。） | 1人1回につき | 円 400 中学生以下の者 100 |
| | プール（横浜市金沢プールに限る。） | 1人1回につき | 600 中学生以下の者 300 |

| | | | |
|------|---------------------|---------------|-----------------------|
| | 浴場（横浜市金沢プールに限る。） | 1人1回につき | 600 中学生以下の者 300 |
| | 多目的室（横浜市都筑プールを除く。） | 1人2時間につき | 500 中学生以下の者 250 |
| 貸切利用 | プール | 1コース1日につき | 18,000 |
| | 多目的室（横浜市都筑プールを除く。） | 2時間につき | 1,000 |
| | 駐車場（横浜市保土ヶ谷プールを除く。） | 1台2時間につき | 500 |
| | 附帯設備 | 1式又は1台、2時間につき | 500 |

(6) 備考

ア 「1日」とは、第3条の規定により規則で定める正規の開館時間をいう。

イ 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。

ウ 横浜国際プールを貸切利用する者が、入場者から入場料等を徴収する場合は、徴収した入場料等の総額に10分の1を乗じて得た額を加算する。

エ 施設の貸切利用及び附帯設備の利用が、第3条の規定により規則で定める正規の開館時間以外の時間（以下「時間外」という。）にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、この表に定める当該施設及び附帯設備の1日当たりの利用料金の額に12分の1を乗じて得た額（3時間当たりの利用料金の額を定めているものにあつては当該額に3分の1、2時間当たりの利用料金の額を定めているものにあつては当該額に2分の1を乗じて得た額）に、1.25を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

○横浜市スポーツ施設条例施行規則

平成20年3月31日

規則第35号

改正 平成22年3月31日規則第29号

平成23年3月31日規則第46号

平成24年3月23日規則第16号

平成28年3月25日規則第22号

平成30年6月5日規則第50号

平成31年3月29日規則第22号

令和4年6月15日規則第47号

令和5年3月31日規則第21号

令和5年4月25日規則第43号

令和5年6月15日規則第52号

令和6年3月25日規則第17号

横浜市スポーツ施設条例施行規則をここに公布する。

横浜市スポーツ施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 スポーツ施設の開館時間は、別表第1のとおりとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、当該スポーツセンターの利用状況等を考慮して、開館時間を別に定めることができる。

3 市長（スポーツセンターにあつては、区長。次条第2項、第4条並びに第5条第1項及び第2項第5号において同じ。）は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 スポーツ施設の休館日は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の公募)

第4条 市長は、条例第4条第3項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平23規則46・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第4項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平23規則46・一部改正)

(利用の許可の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定によりスポーツ施設の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、スポーツ施設を個人利用する場合は、この限りでない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、別表第3に掲げる受付期間に行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平24規則16・一部改正)

(特別の設備の設置の許可の申請)

第7条 条例第8条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとする者は、特別設備設置許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

(平24規則16・一部改正)

(物品販売等の許可の申請)

第8条 条例第9条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、物品販売等許可申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

(平24規則16・一部改正)

(許可の変更)

第9条 条例第7条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)で、許可申請書に記載をした事項を変更しようとするものは、あらかじめ、許可申請事項変更申請書(第5号様式)により指定管理者の許可を受けなければならない。

(平24規則16・一部改正)

(利用料金の後納)

第10条 条例第13条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平24規則16・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 条例第14条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業のためにスポーツ、レクリエーション、文化活動等の行事にスポーツ施設(駐車場を除く。)を利用する場合 利用料金の半額
- (2) 土曜日に、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)、若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。))の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が横浜国際プール又はスポーツセンターを個人利用する場合(横浜国際プールのスポーツフロアをテニスコートとして個人利用する場合を除く。次号において同じ。) 利用料金の全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障

害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者がスポーツ施設を個人利用する場合 利用料金の半額(スポーツ施設の駐車場の利用料金にあっては、全額)
(平24規則16・平28規則22・平30規則50・一部改正)

(利用料金の返還)

第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 横浜BUNTAIの利用者が利用日の6箇月前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額

(2) 横浜武道館の利用者が次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額

ア アリーナ 利用日の6箇月前まで

イ 武道場又は多目的室 利用日の1箇月前まで

(3) 横浜国際プール、たきがしら会館、スポーツセンター、横浜市港南プール、横浜市保土ケ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール又は横浜市都筑プールの利用者が利用日の5日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額

(4) 横浜市本牧市民プールの利用者が利用日の7日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額

(5) 利用者の責めに帰することができない事由によりスポーツ施設の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額

(平24規則16・平30規則50・平31規則22・令4規則47・令5規則52・令6規則17・一部改正)

(横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室に係る年間利用計画書の提出)

第13条 条例第16条第1項の規定により申出を行う指定団体は、1月から3月までの利用にあっては前年の、4月から12月までの利用にあっては当該年のそれぞれ1月31日までに利用目的、利用日時その他指定管理者が指示する事項を記載した横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室の年間利用計画書を指定管理者に提出するものとする。

(令5規則43・追加)

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、にぎわいスポーツ文化局長が定める。

(平22規則29・令5規則21・一部改正、令5規則43・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月規則第29号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月規則第46号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月規則第50号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月規則第22号)

この規則は、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(平成30年10月横浜市条例第56号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和2年7月24日)

附 則 (令和4年6月規則第47号)

この規則は、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(令和3年12月横浜市条例第56号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和5年6月1日)

附 則 (令和5年3月規則第21号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例に

よる。

附 則（令和5年4月規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年6月1日から令和6年3月31日までの横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室の年間利用計画書についてのこの規則による改正後の横浜市スポーツ施設条例施行規則第13条の規定の適用については、同条中「1月から3月までの利用にあつては前年の、4月から12月までの利用にあつては当該年のそれぞれ1月31日」とあるのは、「令和5年6月15日」とする。

附 則（令和5年6月規則第52号）

この規則は、令和5年7月8日から施行する。

附 則（令和6年3月規則第17号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項）

（平30規則50・令4規則47・令5規則52・令6規則17・一部改正）

| 施設名 | 開館時間 |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横浜国際プール | 午前9時30分から午後9時30分まで |
| 横浜BUNTAI及び横浜武道館 | 午前9時から午後10時まで |
| たきがしら会館及びスポーツセンター | 午前9時から午後9時まで |
| 横浜市本牧市民プール | (1) 7月第2土曜日から9月第1日曜日まで 午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに7月第3月曜日から同日の5週間後の日までについては、午前9時から午後5時30分まで及び午後6時から午後9時まで） (2) 前号に掲げる期間以外の期間 午前9時から午後9時まで |
| 横浜市港南プール、横浜市旭浦プール、横浜市金沢プール及び横 | 午前9時から午後8時まで |

| | |
|------------|--------------|
| 浜市都筑プール | |
| 横浜市保土ヶ谷プール | 午前9時から午後5時まで |

別表第2（第3条第1項）

（平30規則50・平31規則22・令4規則47・令5規則52・令6規則17・一部改正）

| 施設名 | 休館日 |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 横浜国際プール、たきがしら会館、横浜市本牧市民プール、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール | 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで |
| スポーツセンター | 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで |

別表第3（第6条第2項）

（平30規則50・平31規則22・令4規則47・令5規則52・令6規則17・一部改正）

| 施設名 | 受付期間 |
|------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 横浜国際プール、たきがしら会館及びスポーツセンター | 利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用しようとする日まで |
| 横浜BUNTAI及び横浜武道館 | 利用しようとする日の36箇月前から利用しようとする日まで |
| 横浜市本牧市民プール | 利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日の7日前まで |
| 横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール | 利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日まで |

第1号様式(第5条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

次のスポーツ施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名 :)

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長(スポーツセンターにあつては、区長)が必要と認める書類

(A4)

第2号様式(第6条第1項)

利用許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話

次のとおりスポーツ施設を利用したいので申請します。

(施設名：)

| | | | |
|------------------------|------|---------|-----------------|
| 行 事 名 | | | |
| 利 用 目 的 | | | |
| 利 用 日 | 利用区分 | 利用室名・面 | |
| | | | |
| 施設利用料金 | | | |
| 附 帯 設 備 名 | 単価 | 延べ数 | 附 帯 設 備 利 用 料 金 |
| | | | |
| 利用料金合計 | | | |
| 入 場 料 等 の 徴 収 の 有 無 | | 予 定 人 員 | |

(A4)

第3号様式(第7条第1項)

特別設備設置許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話

次のとおりスポーツ施設に特別の設備を設置したいので申請します。

(施設名：)

| | | |
|-------|------|------------------------------|
| 特別の設備 | 設置日時 | 年 月 日() 時から 年 月 日() 時まで |
| | 設置場所 | |
| | 設備内容 | |

(A4)

第4号様式(第8条第1項)

物品販売等許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話

スポーツ施設において次の行為をしたいので、次のとおり申請します。

(施設名：)

| | | | | |
|-----------|-----|-----|------|-----|
| 行 為 日 時 | 年 | 月 | 日() | 時から |
| | 年 | 月 | 日() | 時まで |
| 行 為 場 所 | | | | |
| 行 為 目 的 | | | | |
| 行 為 責 任 者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | 電 話 | | |
| 行 為 内 容 | | | | |

(A4)

第5号様式(第9条)

許可申請事項変更申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話

次のとおりスポーツ施設の許可申請事項を変更したいので申請します。

(施設名：)

| | | |
|----------------------------|------------------------|------------|
| 許可を受けた 利用・設置・行 為 日 時 | 年 月 日 () 年 月 日 () | 時から 時まで |
| 許可年月日及び 許可番号 | 年 月 日 第 号 | |
| 申請理由 | | |
| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
| | | |

(A4)

第1号様式 (第5条第1項)

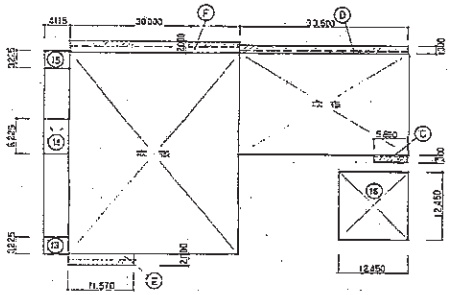
第2号様式 (第6条第1項)

第3号様式 (第7条第1項)

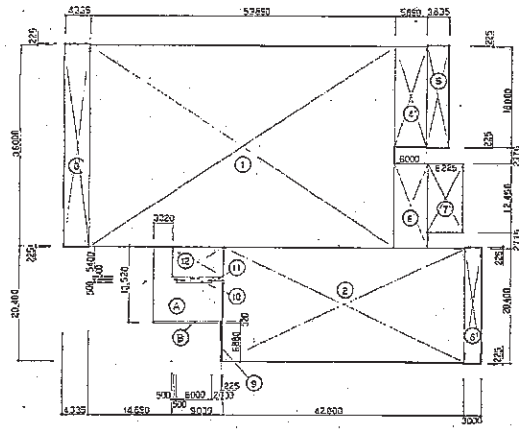
第4号様式 (第8条第1項)

第5号様式 (第9条)

工務局 建築課 建築計画課 建築設計課 建築設計課
 第 228020010004F 号

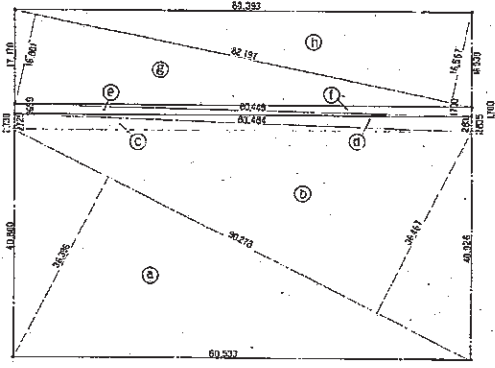


2階床面図 S=1:400



1階床面図 S=1:400

| 区画 | 幅 | 長 | 面積 |
|------|--------------------------------------|--------|-------------|
| (1) | 92.850 | 36.000 | 1,540.04 |
| (2) | 42.000 | 20.450 | 856.90 |
| (3) | 4,535 | 35,450 | 159,210.9 |
| (4) | 5,890 | 18,800 | 109,832 |
| (5) | 3,835 | 18,450 | 70,758.8 |
| (6) | 6,000 | 15,225 | 91,275 |
| (7) | 6,225 | 12,450 | 77,501.3 |
| (8) | 3,000 | 30,850 | 92,550 |
| (9) | 9,225 | 7,200 | 66,420 |
| (10) | 6,000 | 0,500 | 3,000 |
| (11) | 8,500 | 0,500 | 4,250 |
| (12) | 9,000 | 5,400 | 48,600 |
| (13) | 4,715 | 3,225 | 15,270.9 |
| (14) | 4,115 | 6,225 | 25,695.9 |
| (15) | 4,115 | 3,225 | 13,270.9 |
| (16) | 12,450 | 12,450 | 155,002.5 |
| | | | |
| (A) | 12,220 × 13,520 - (10) - (11) - (12) | | 110,716.4 |
| (B) | 12,055 × 0,220 | | 2,652.1 |
| (C) | 5,250 × 0,300 | | 1,575 |
| (D) | 23,500 × 0,300 | | 7,050 |
| (E) | 11,570 × 1,000 | | 11,570 |
| (F) | 30,030 × 1,000 | | 30,030 |
| | | | |
| (8) | 90,275 × 36,355 | 1/2 | 1,642,679.0 |
| (9) | 90,275 × 36,447 | 1/2 | 1,648,053.9 |
| (10) | 90,484 × 2,329 | 1/2 | 105,830.4 |
| (11) | 80,454 × 2,833 | 1/2 | 114,509.5 |
| (12) | 50,443 × 1,659 | 1/2 | 83,340.5 |
| (13) | 83,448 × 1,730 | 1/2 | 89,363.3 |
| (14) | 82,197 × 16,809 | 1/2 | 890,499.5 |
| (15) | 82,197 × 16,567 | 1/2 | 880,616.5 |

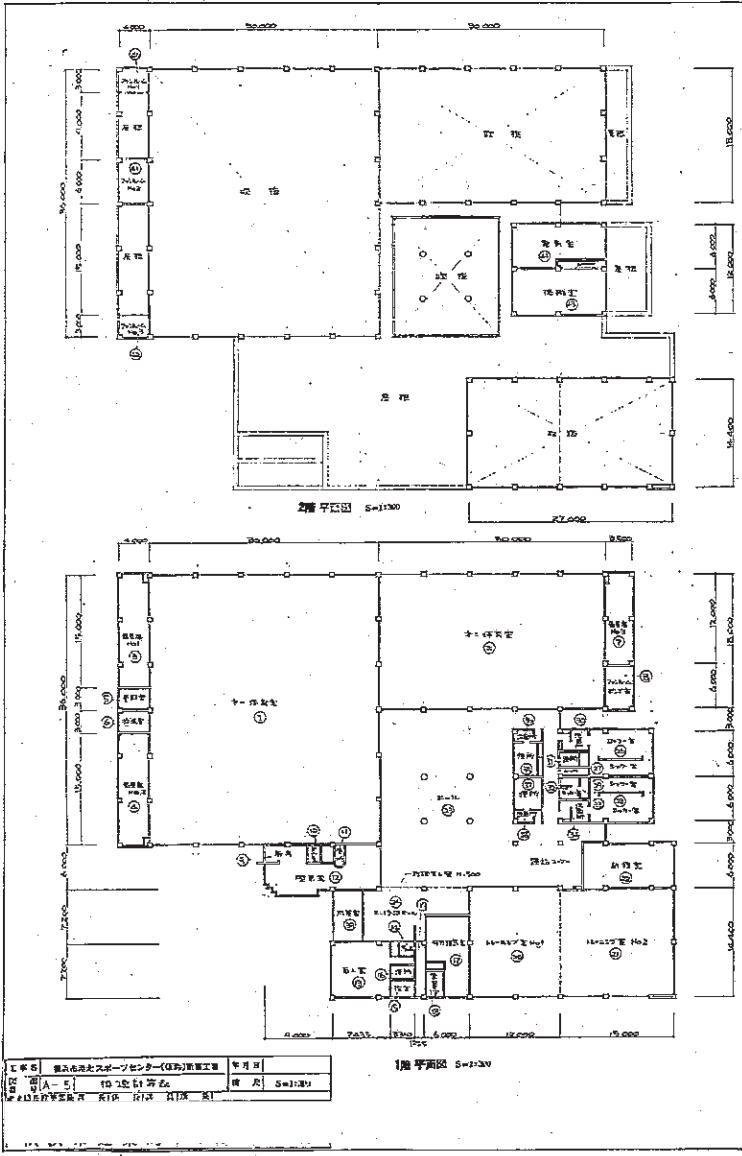


敷地面積図 S=1:400

| 面積表 | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 敷地面積 | (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (8) + (9) = 5,020,684.7 M ² |
| 建築計画 | (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11) + (12) + (A) + (B) + (C) + (D) + (E) = 3,596,463.9 M ² |
| 床面積 | 1階 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11) + (12) = 3,420,494.7 M ² |
| | 2階 (13) + (14) + (15) + (16) = 207,169.2 M ² |
| 合計 | 3,627,663.9 M ² |

工事名 武蔵野地区センター(旧武蔵野)新築工事
 図面名 (A-4) 床面図 - 面積表
 作成者 建築設計課 建築設計課



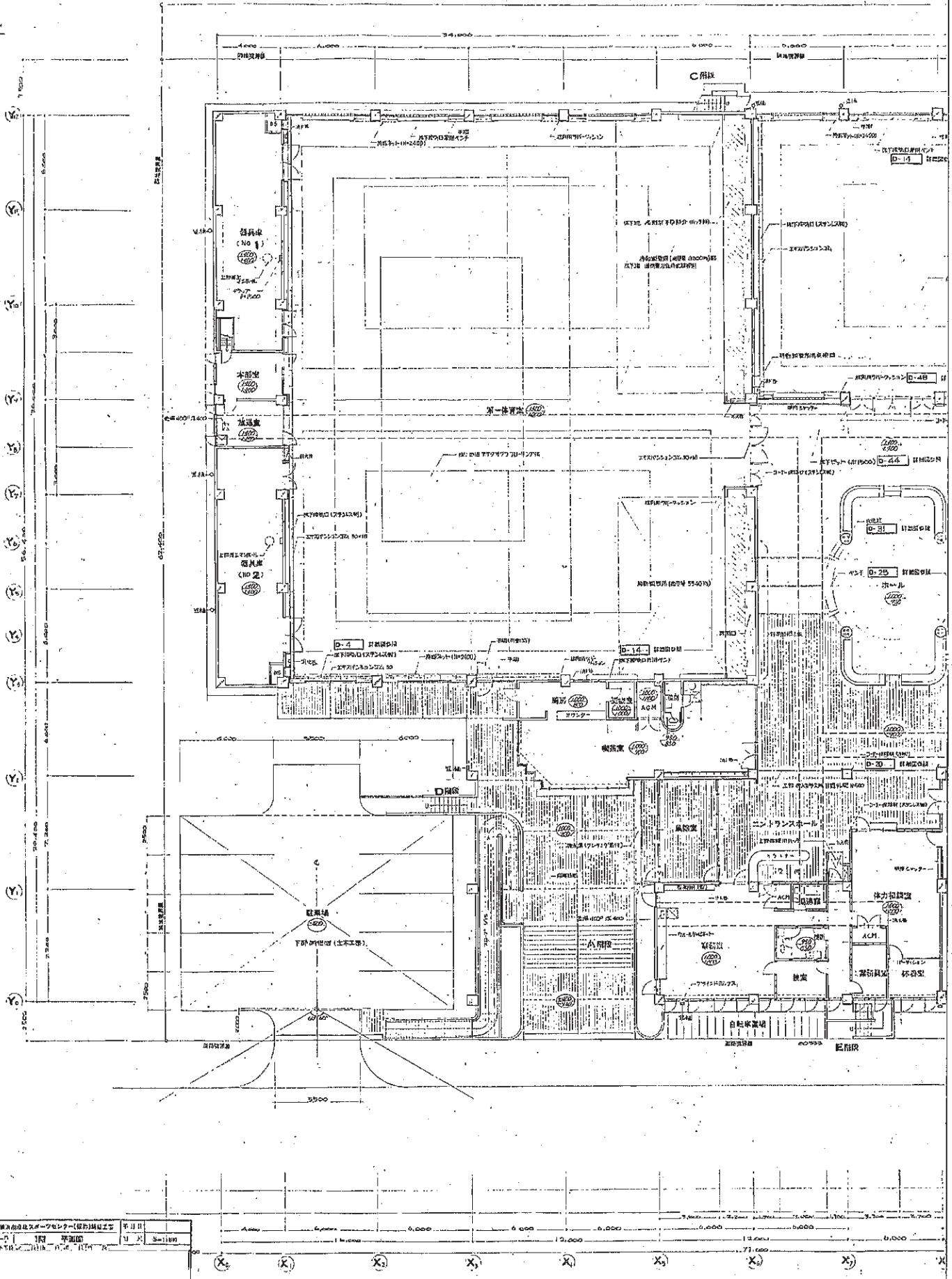


| NO | 品名 | 床面積 | %床面積 | 階別延床面積 | | | | 計 |
|-----|---------|-----------------------|--------|--------|----|----|----|---|
| | | | | 1F | 2F | 3F | 4F | |
| 1 | 1F-1F 床 | 3000 x 1200 = 3600.00 | 100.00 | | | | | |
| 2 | 2F-2F 床 | 3000 x 1200 = 3600.00 | 100.00 | | | | | |
| 3 | 廊下 No.1 | 400 x 1000 = 400.00 | 1.14 | | | | | |
| 4 | 廊下 No.2 | 400 x 1000 = 400.00 | 1.14 | | | | | |
| 5 | トイレ | 400 x 300 = 120.00 | 0.34 | | | | | |
| 6 | 洗面台 | 400 x 300 = 120.00 | 0.34 | | | | | |
| 7 | 浴室 No.1 | 300 x 1200 = 360.00 | 1.00 | | | | | |
| 8 | 浴室 No.2 | 300 x 1200 = 360.00 | 1.00 | | | | | |
| 9 | 脱衣所 | 400 x 200 = 80.00 | 0.23 | | | | | |
| 10 | 洗面台 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 11 | 階段 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 12 | 壁面 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 13 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 14 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 15 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 16 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 17 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 18 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 19 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 20 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 21 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 22 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 23 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 24 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 25 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 26 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 27 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 28 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 29 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 30 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 31 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 32 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 33 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 34 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 35 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 36 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 37 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 38 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 39 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 40 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 41 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 42 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 43 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 44 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 45 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 46 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 47 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 48 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 49 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 50 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 51 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 52 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 53 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 54 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 55 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 56 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 57 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 58 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 59 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 60 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 61 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 62 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 63 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 64 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 65 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 66 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 67 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 68 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 69 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 70 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 71 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 72 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 73 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 74 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 75 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 76 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 77 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 78 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 79 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 80 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 81 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 82 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 83 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 84 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 85 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 86 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 87 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 88 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 89 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 90 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 91 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 92 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 93 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 94 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 95 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 96 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 97 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 98 | 床 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 99 | 壁 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |
| 100 | 天井 | 100 x 200 = 20.00 | 0.06 | | | | | |

| | |
|-------|--------------------------|
| 1階床面積 | 3,430.445 m ² |
| %床面積 | 114.017 % |
| 2階床面積 | 207.160 m ² |
| %床面積 | 6.065 % |
| 合計床面積 | 3,637.605 m ² |
| | OK |



10/2

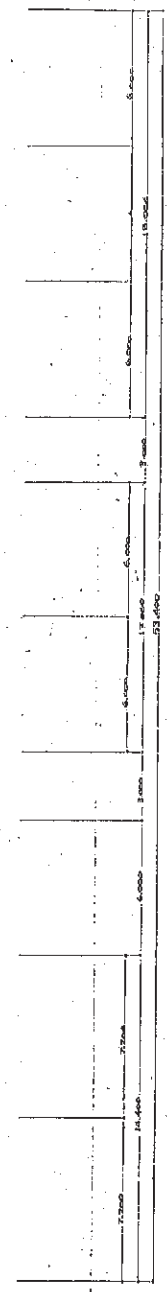
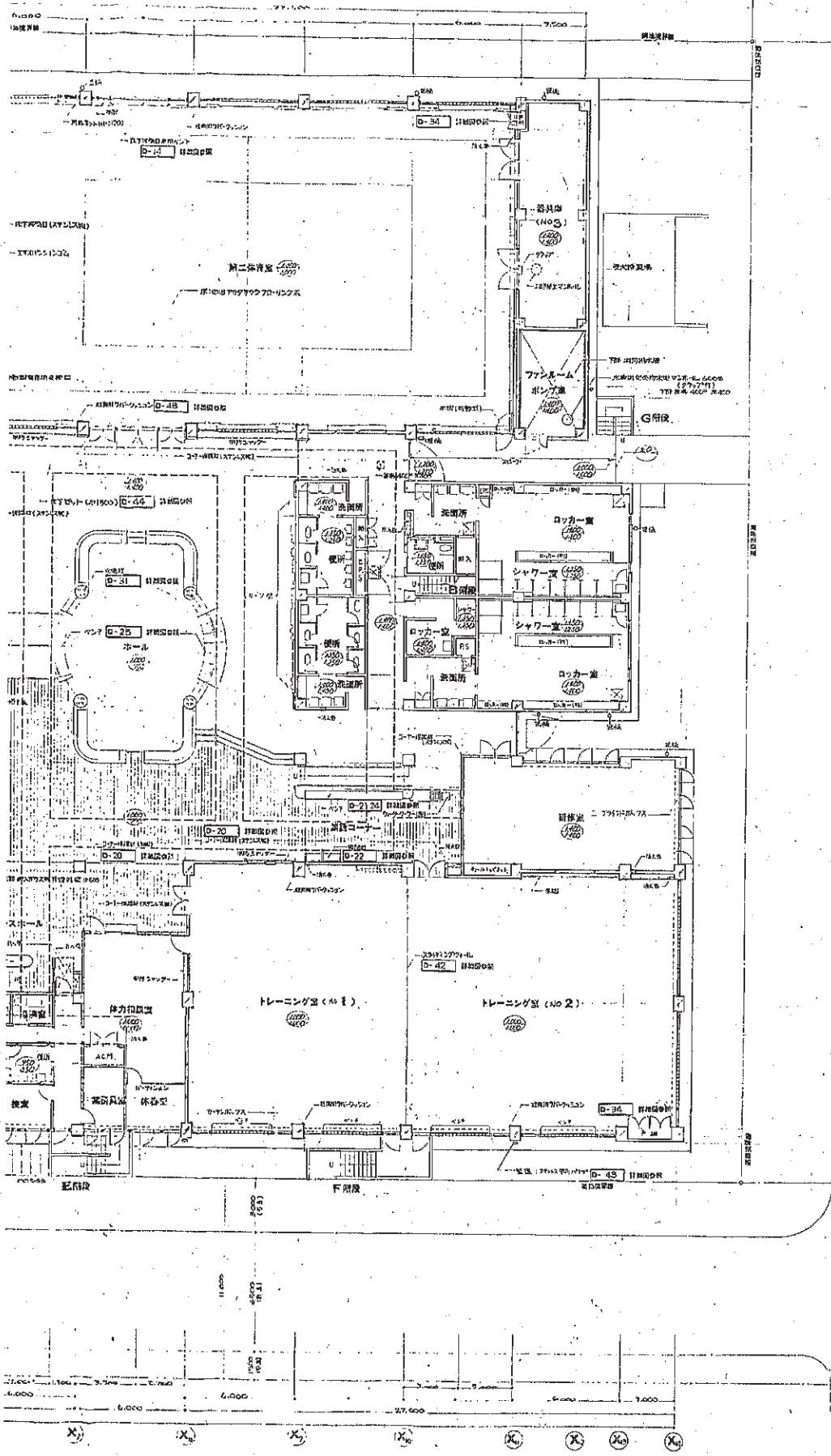


| | | | |
|----|---------|-------|-------|
| 工名 | 建築設計事務所 | 設計者 | 年月日 |
| 図 | 10-1 | 平面図 | 11.25 |
| 縮尺 | 1/100 | 1/100 | 1/100 |

1階 平面図 5-1110

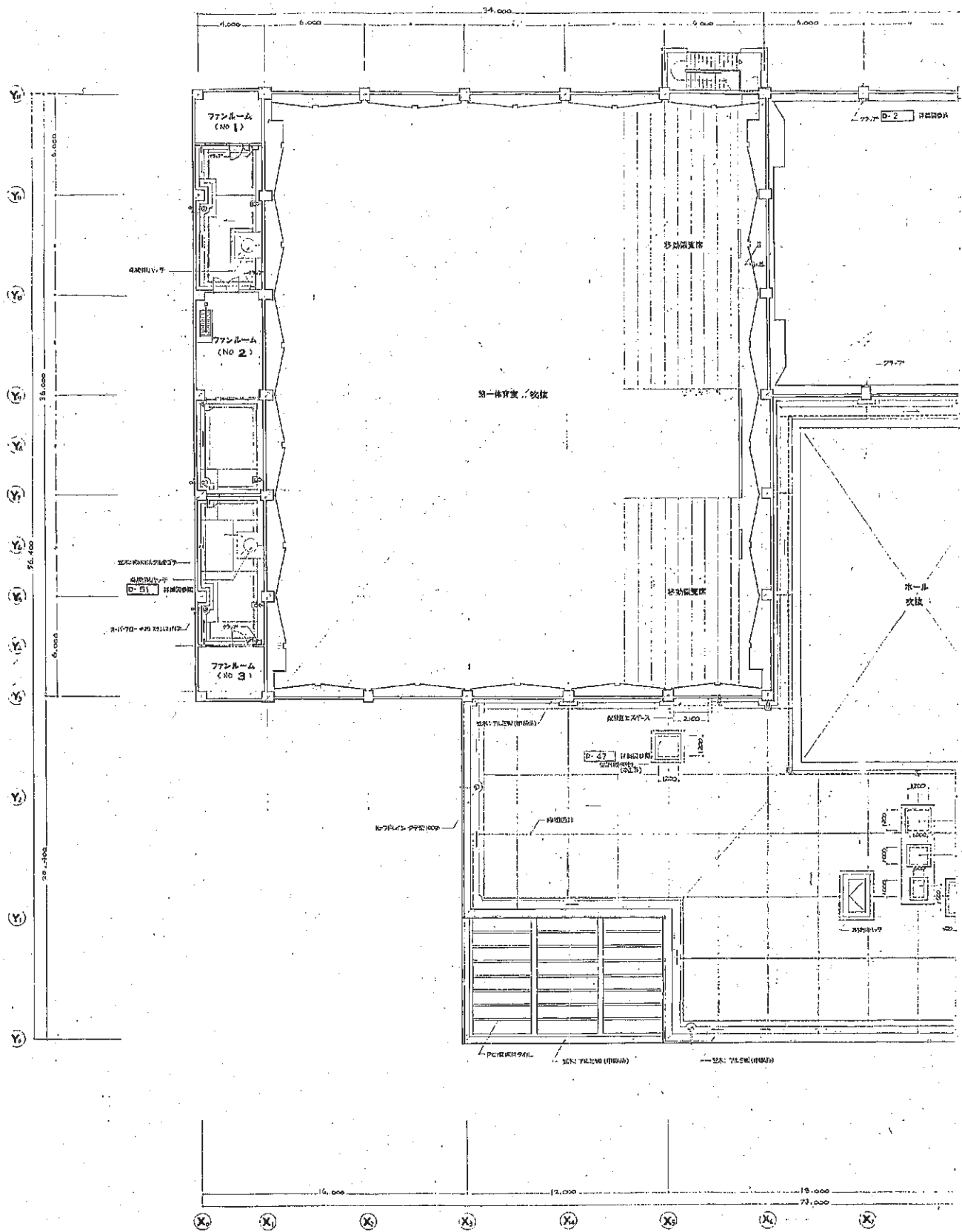
228020011003F

70 1/2



上段：DLの仕上げ面
 下段：DLの仕上げ面
 RC壁
 鉄骨柱
 床面仕上げ
 床面仕上げ
 床面仕上げ

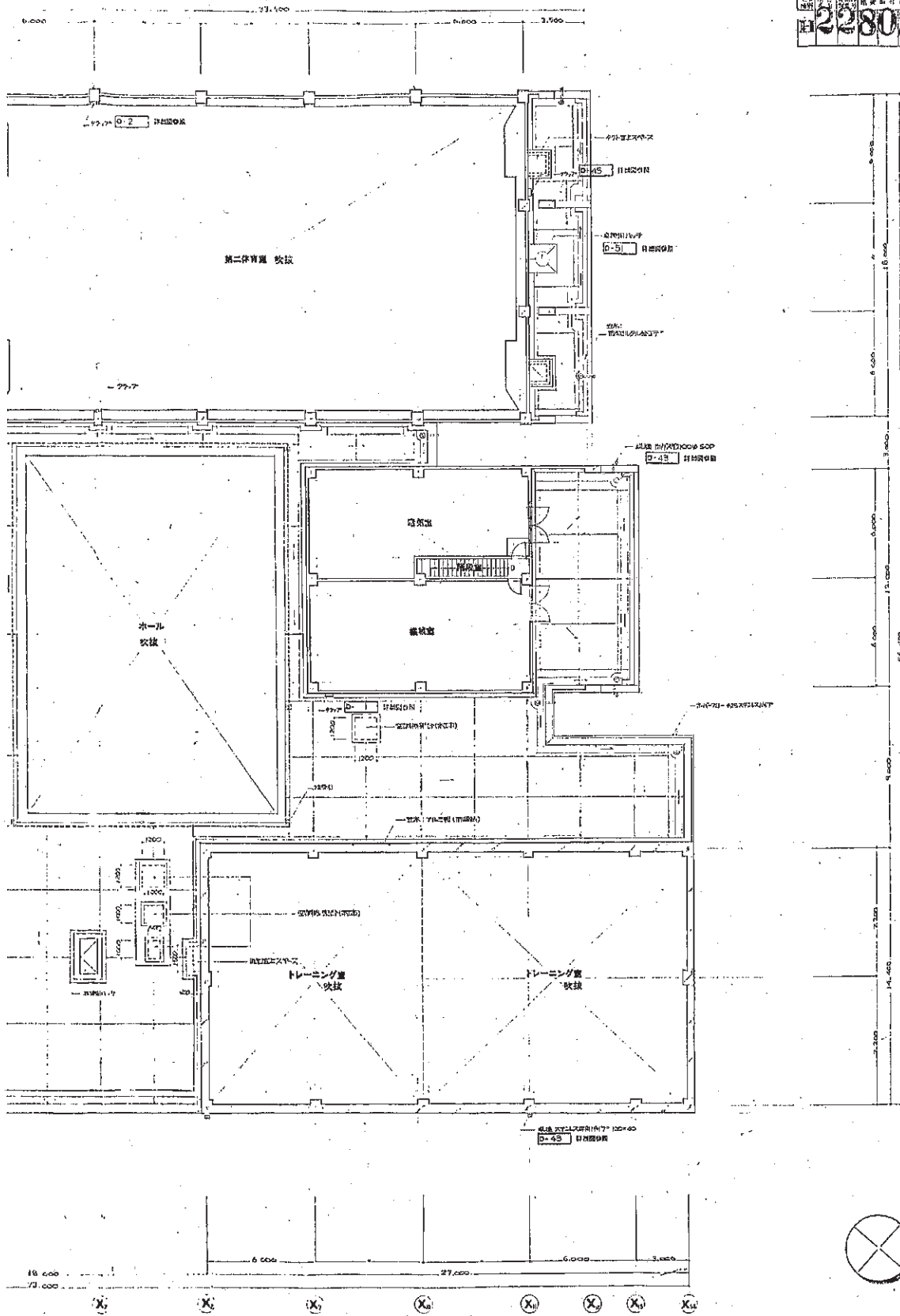
114



| | |
|--------------------------|------------|
| 工事名: 鹿児島県立総合センター(旧内国分町立) | 年月日 |
| 図号: A-10 2階 平面図 | 冊次: 3-1100 |

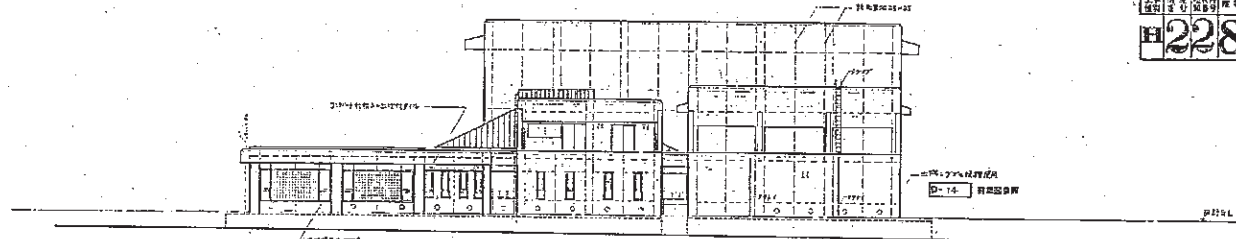
2階 平面図 3-1100



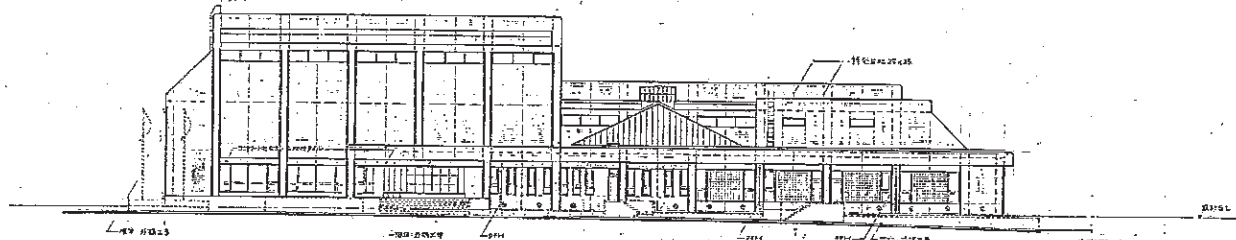


228020011008F

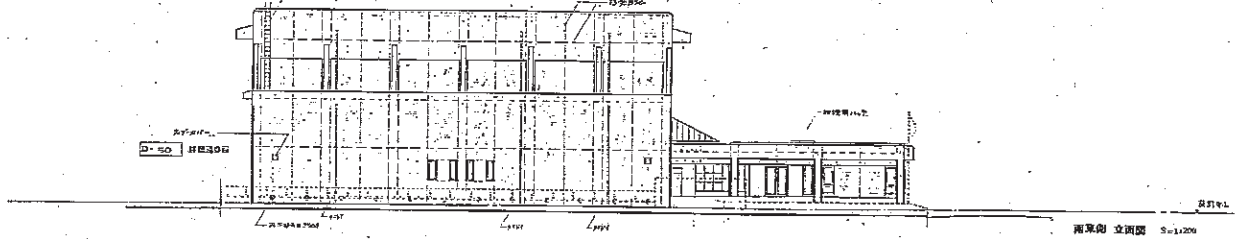
15



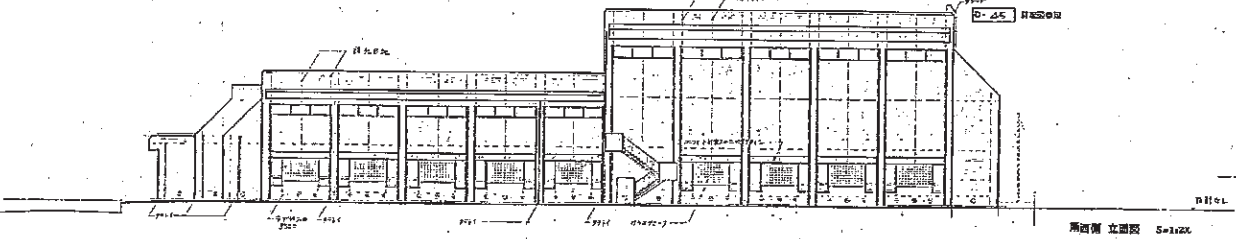
北西側 立面図 S=1:200



北東側 立面図 S=1:200



南東側 立面図 S=1:200



南西側 立面図 S=1:200

| | | | |
|-----|---------------------|-----|-------------|
| 工事名 | 東京国立近代美術館新館(仮称)新築工事 | 年月日 | |
| 図番 | S(A)-141 | 立面図 | 2/2 S=1:200 |

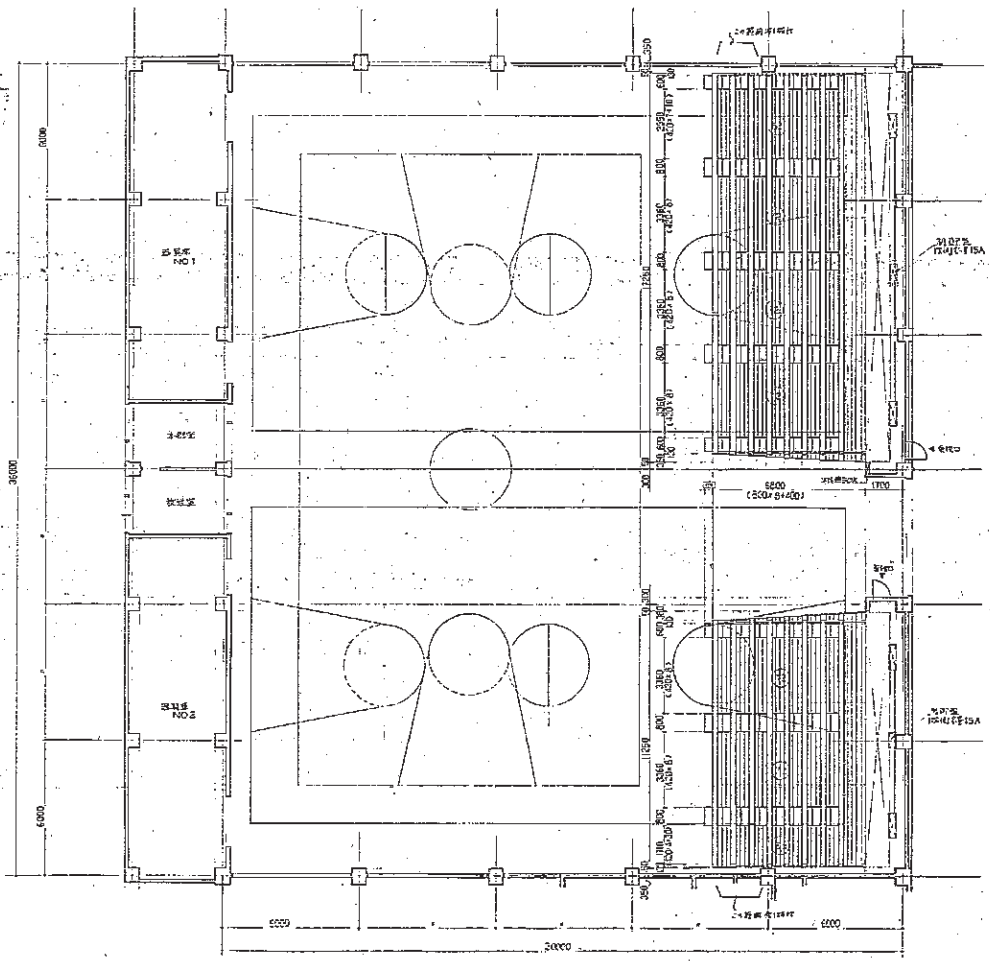
日清建設株式会社

3/28/02



228020012041F

58



| 電動式移動観覧席 | | 455席 | |
|--------------------|------|------|------|
| W1750 H1100 (9 FL) | 17x7 | 席数 | 259席 |
| W1150 H1100 (9 FL) | 11x7 | 席数 | 180席 |
| | | 総席数 | 455席 |
| ※座席は、座席設置時設置。 | | | |
| ※座席は、座席設置時設置。 | | | |
| ※座席は、座席設置時設置。 | | | |

| | | | |
|----|---------------------|-------|--------|
| 名称 | 日本電気株式会社センター（00）保工室 | 年月日 | |
| 図号 | 91A-27 | 0200年 | 平成12年 |
| 作成 | 中野洋一郎 | 校印 | 3-2300 |

物品管理簿

| 施設名 | 中分類名 | 備品名称 | メーカー名 | 品番・規格・形状・その他 | 保管場所 | 備考 |
|------------|------|-----------------|----------|-----------------------|--------|--------------|
| 港北スポーツセンター | その他 | 気化式冷風機 | 静岡製機株式会社 | RKF506 | 第一体育室 | H28.6港北区役所購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 気化式冷風機 | 静岡製機株式会社 | RKF506 | 第一体育室 | H28.6港北区役所購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | コートベンチ | トーエーライト | B3168 | テニスコート | 2008.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | ポレーフェンス | | B-3331B | テニスコート | |
| 港北スポーツセンター | その他 | コートベンチ | 三和体育 | S-2039 | テニスコート | H22購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | コートベンチ | エバニュー | | テニスコート | |
| 港北スポーツセンター | その他 | スポーツベンチ | トーエーライト | SK150B | テニスコート | R4.12.7購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | スポーツベンチ | トーエーライト | SK150B | テニスコート | R4.12.7購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | スポーツベンチ | トーエーライト | SK150B | テニスコート | R4.12.7購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | コートベンチ | トーエーライト | 150B4 | テニスコート | R4.12.7購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | コートベンチ | トーエーライト | 150B4 | テニスコート | R4.12.7購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | ベンチ | | CL373-MW | ロビー | 2007.2購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | ベンチ | | CL373-MW | ロビー | 2007.2購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 台車 | | スタッキングチェア用 | ロビー | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 台車 | | スタッキングチェア用 | ロビー | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 台車 | サンケイ | E-26 | ロビー | 2008.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 貸しロッカー | | | ロビー | 2008.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 高所専用脚立 | | XAM | ロビー | 2007.12購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | カラーデザインマット | テラモト | 900X1800 | ロビー | 2007.9購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | NCダイヤル錠式ロッカー | | 変則3列7段 NC-T7H | ロビー | 2009/10/26 |
| 港北スポーツセンター | その他 | アルミ柵掲示板 マグネット対応 | | 1Fロビー W7122*H1145*20t | ロビー | 2009/10/26 |
| 港北スポーツセンター | その他 | アルミ柵掲示板 マグネット対応 | | 1Fロビー W1790*H1050*20t | ロビー | 2009/12/25 |
| 港北スポーツセンター | その他 | アルミ柵掲示板 マグネット対応 | | 1Fロビー W3500*H1000*30t | ロビー | 2009/12/25 |
| 港北スポーツセンター | その他 | シューズボックス | イトーキ | 18人用 HDS-8963-AT-WE | ロビー | H22購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 車いす | 松永製作所 | AR-601 | ロビー | 港北区からの寄贈 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 傘立て | 山崎環境用品 | YA-72L-ID | ロビー | R6.4.15購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 青空豆テーブル | 子供の国 | PINK | 研修室 | |
| 港北スポーツセンター | その他 | カーベット | 子供の国 | | 研修室 | |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板付 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 会議机 | | 幕板無 | 研修室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | カーベット | | | 研修室 | 2008.3購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | ベンチ | | CL46-MX ローズ | 更衣室(女) | 2007.2購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | ベンチ | | CL46-MX ローズ | 更衣室(女) | 2007.2購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | ベンチ | | CL46-MX ローズ | 更衣室(女) | 2007.2購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | ベンチ | | CL46-MX ブルー | 更衣室(男) | 2007.2購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | ベンチ | | CL46-MX ブルー | 更衣室(男) | 2007.2購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | ベンチ | | CL46-MX ブルー | 更衣室(男) | 2007.2購入 |

物品管理簿

| 施設名 | 中分類名 | 備品名称 | メーカー名 | 品番・規格・形状・その他 | 保管場所 | 備考 |
|------------|-------------|-------------------------|----------|--------------------------------|---------|------------------------------------------------------------|
| 港北スポーツセンター | その他 | 角テーブル | ITOKI | DRL-1270-W7 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | クロスアジャスター | ITOKI | FSF-1016AY-Z5E5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | クロスアジャスター | ITOKI | FSF-1016AY-Z5E5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | クロスアジャスター | ITOKI | FSF-1016AY-Z5E5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | アッパースクリーン | ITOKI | FSF-1003SG-Z5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | アッパースクリーン | ITOKI | FSF-1003SG-Z5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | アッパースクリーン | ITOKI | FSF-1003SG-Z5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | クロスアジャスター | ITOKI | FSF-0916AY-Z5E5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | クロスアジャスター | ITOKI | FSF-0916AY-Z5E5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | アッパースクリーン | ITOKI | FSF-003SG-Z5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | クロスアジャスター | ITOKI | FSF-0816AY-Z5E5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | アッパースクリーン | ITOKI | FSF-0803SG-Z5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | クイッククロススライド | ITOKI | FSF-0916EY-Z5E5 | 体力相談室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | フットサルゴール運搬車 セノ-DJ061179 | | サンドウエイト積載可能型 W3920×D1100×H2300 | 第一体育室 | 2010/11/25 |
| 港北スポーツセンター | その他 | フットサルゴール運搬車 セノ-DJ061179 | | サンドウエイト積載可能型 W3920×D1100×H2300 | 第一体育室 | 2010/11/25 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 気化式冷風機 | 静岡製機株式会社 | RKF506 | 第二体育室 | H28.6港北区役所購入 |
| 港北スポーツセンター | その他 | テーブル | | GT600AL | 談話室 | |
| 港北スポーツセンター | その他 | テーブル | | GT600AL | 談話室 | |
| 港北スポーツセンター | その他 | テーブル | | GT600AL | 談話室 | |
| 港北スポーツセンター | その他 | テーブル | | GT600AL | 談話室 | |
| 港北スポーツセンター | その他 | アルミ枠掲示板 マグネット対応 | | W5200*H1280 | 談話室 | 2010/1/25 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 打合せ椅子 | | 4本脚 メモ台付 | 談話室 | R2. 5. 30 関内中央ビルから納品 30脚 |
| 港北スポーツセンター | その他 | 駐車場ゲートバー | アマノ | 新緩衝材付ガラス直バー 4m | 駐車場 | 2009/10/26 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | エクササイズテラックスバー | イバンコ | B-86 | トレーニング室 | 2002.5購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | エクササイズテラックスバー | イバンコ | B-86 | トレーニング室 | 1997.3購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ジムバーベルセット | ウエサカ | WG-503 | トレーニング室 | 1985.1購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ジムバーベルセット | ウエサカ | WG-503 | トレーニング室 | 1985.1購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | スピーカー | | PS-S206B | トレーニング室 | 2000.5購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | スポーツタイマー | エハニュー | GA-294 | トレーニング室 | |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ダブルカセットデッキ | ビクター | TD-W313MKII | トレーニング室 | 2000.5購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ダンベルラック | イバンコ | BD9A56 | トレーニング室 | |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ディスクラック | ウエサカ | WG-530 | トレーニング室 | |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ディスクラック | ウエサカ | WG-530 | トレーニング室 | |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | バックエクステンション | | | トレーニング室 | 2004.7購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | フラットベンチ | ウエサカ | | トレーニング室 | |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ラバーセットダンベル | イバンコ | SDKR | トレーニング室 | |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | フラットベンチ | ICARIAN | 101 | トレーニング室 | |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ダンベル | IVANCO | | トレーニング室 | 2007. 3購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ダンベル用ラック | | 10ペア用 | トレーニング室 | 2007. 3購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | シーテッドプリチャーカール | | VR1 SADJ | トレーニング室 | |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ダンベル用ラック | IVANCO | 10ペア用 | トレーニング室 | 2007. 3購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ベルトバイブレーター | 黒島スポーツ | | トレーニング室 | 2008.12購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | アップライトバイク | トゥルー | | トレーニング室 | 2009.2購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | アップライトバイク | トゥルー | | トレーニング室 | 2009.2購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | アップライトバイク | トゥルー | | トレーニング室 | 2009.2購入、2009/3/12 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | アップライトバイク | トゥルー | | トレーニング室 | 2009.2購入、2010/3/31 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | アップライトバイク | トゥルー | | トレーニング室 | 2009.2購入、2010/3/31 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | 重量固定式セットダンベル | イバンコ | SDKR-30KG | トレーニング室 | 2011/3/25 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | フリーウエイト器具(一式) | IVANKO | | トレーニング室 | H22購入 200kgセット(50kgシャフト×1、カラー×1、プレート2.5、5、10、15、20kg 計16枚) |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | パワーゲージ | サイベックス | 16.240 | トレーニング室 | H23.5購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | スタートラック | サイベックス | F-617 プルアップ ディップ レッグレイズ | トレーニング室 | H23.5購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | ステレオAVアンプ | ビクター | AX-603MKII | 体力相談室 | 2000.5購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | 長座体前屈 | 三英 | 60-545 | 体力相談室 | 2000.5購入 |

物品管理簿

| 施設名 | 中分類名 | 備品名称 | メーカー名 | 品番・規格・形状・その他 | 保管場所 | 備考 |
|------------|-------------|----------------------------|-------------|-------------------|--------|-------------------------|
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | 長座体前屈 | トーエライト | T151 | 体力相談室 | 2004.5購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | 背筋力計 | 竹井機器工業 | | 体力相談室 | |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | 背筋力計 | 竹井機器工業 | | 体力相談室 | |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | デジタイマー | モルテン | TOP60 | 第一体育室 | 2004.5購入 |
| 港北スポーツセンター | トレーニング機器・用具 | カセットデッキ | ビクター | TD-W603MK II | 第三体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | 屋外自立式掲示板 | | W1800+誘導看板 | エントランス | 港北区地域振興課購入 横浜市帰属、2013.3 |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | 非接触型体温計 | オムロン | MC-720 2個 | 事務所 | 2020/8/ |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | 電話設備本体(交換機) | NEC | AspireWX | 事務所 | 2020/9/23 |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | コトレス電話機 | パナソニック | VE-GDS15DL-W | 事務所 | 2020/9/23 |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | AEDトレーナー | ニットービスコム(株) | TRN-2150 | ロビー | 2013年3月15日購入 |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | スポットエアコン | トヨミ | TAD-22CW | ロビー | 2013年3月15日購入 |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | 漏電リレー | | | 機械室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | カーテン | 川島 | 2400×2800 | 研修室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | LF12人用シリンドー hIF-9834SSN-B9 | | 42,009 | 更衣室(女) | 港北区地域振興課 横浜市帰属、2013.3 |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | LF12人用シリンドー HLF-9834SSN-B9 | | 42,009 | 更衣室(男) | 港北区地域振興課 横浜市帰属、2013.6 |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | 受付シャッターケース | | | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | (子機) | アマノ | | 事務室 | 2006. 8.購入、2013.3受入 |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | (子機) | アマノ | | 事務室 | 2006. 8.購入、2013.3受入 |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | カーテン | 川島 | 1500×2470 | 第一体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | カーテン | リカラーフェア | 2910×2470 | 第一体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | カーテン | 川島 | 2910×2470 | 第一体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | 遮光カーテン | | | 第一体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | 収納ラック | | LK-30 | 第三体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | スピーカー(旧) | ビクター | PS-S202P | 第三体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | スピーカー(旧) | ビクター | PS-S202P | 第三体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | カーテン | 川島 | 3300×2800 | 第三体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | 鏡 | JFE | 5mm.W2090×H1800×2 | 第三体育室 | 2013年3月15日購入 |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | カーテン | 川島 | 2910×2470 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | (親機) | アマノ | | 駐車場 | 2006. 8.購入 |
| 港北スポーツセンター | 施設設備機器関係備品 | ミキサー | YAMAHA | MG16/FX | 放送室 | 2005.2購入 |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 傘立て | イトーキ | | ロビー | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 傘立て | イトーキ | | ロビー | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 傘立て | イトーキ | | ロビー | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 傘立て | イトーキ | | ロビー | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 傘立て | イトーキ | | ロビー | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 傘立て | イトーキ | | ロビー | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 書庫(デリカウォール) 上 | ライオン | 37VG-03H46609 | 旧管理人室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 書庫(デリカウォール) 下 | ライオン | 37VG-21H46607 | 旧管理人室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 両袖椅子 | HOUTOKU | | 研修室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 片袖机 | イトーキ | 100×70 | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 片袖机 | イトーキ | 100×70 | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 片袖机 | イトーキ | 100×70 | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 片袖机 | イトーキ | 100×70 | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 片袖机 | イトーキ | 100×70 | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 片袖机 | イトーキ | 100×70 | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | PDF変換ソフト | adobe | アクロバット9スタンダード | 事務室 | 2010.3購入 |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 金庫 | イトーキ | 57×86×57 | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 裁断機 | カール事務機 | DC-230 | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 保管庫 引戸 | ライオン | DF-332SN | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 保管庫 引戸 | ライオン | DF-333GN | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | ミーティングテーブル | アスクル | 900×1800 | 事務室 | 2005.2購入 |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 両袖机 | イトーキ | 140×70 | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 書類収納棚 | ITOKI | HTM-109JAF-WE | 事務室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 書類収納棚 | ITOKI | HTM-039L-WE | 事務室 | 2008.1購入 |
| 港北スポーツセンター | 事務用品・機器 | 書類収納棚 | ITOKI | HTM-069JRJ-WE | 事務室 | 2008.1購入 |

物品管理簿

| 施設名 | 中分類名 | 備品名称 | メーカー名 | 品番・規格・形状・その他 | 保管場所 | 備考 |
|------------|---------------|------------------|-------------|---------------------|---------|----------------------------|
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 跳び箱 | セノー | 5段 高さ100 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 跳び箱 | セノー | 5段 高さ85 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | バレーボール審判台 | セノー | | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | バレーボールネット | アシックス | 6人制 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | バレーボールネット | アシックス | 9人制 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 平均台 | | 長さ360×高さ45cm | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 紅白玉入台 | トーエーライト | B-5855 | 第二体育室 | 2005.3購入 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | マット収納用台車 | | 2950×1800 | 第二体育室 | 2005.3購入 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 防球フェンス | ミスノ | w2000×h800 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 防球フェンス | ミスノ | w2000×h800 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 防球フェンス | ミスノ | w2000×h800 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 防球フェンス | ミスノ | w2000×h800 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 防球フェンス | ミスノ | w2000×h800 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 防球フェンス | ミスノ | w2000×h800 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 防球フェンス | ミスノ | w2000×h800 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 防球フェンス | ミスノ | w2000×h800 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | カラーマット | 折原 | M-1001 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | カラーマット | 折原 | M-1001 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | カラーマット | 折原 | M-1001 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | カラーマット | 折原 | M-1001 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | カラーマット | 折原 | M-1001 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 平均台(青) | エバニュー | C-20K | 第二体育室 | 2014/3/1 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 平均台(黄) | エバニュー | C-20K | 第二体育室 | 2014/3/1 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | カラーマット | 折原 | M-1001 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | ジャンボマット | ㈱ティエムスポーツ | 40 伸篠F1780 | 第二体育室 | 区役所寄贈届済2014/08/01 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | エバニューマット | ㈱ティエムスポーツ | 折りたたみ式 伸篠F1725 | 第二体育室 | 区役所寄贈届済2014/08/01 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 卓球台 | | | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 卓球台 | | | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 卓球台 | | | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | フィルムミラー | トーエーライト | T-2128 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | フィルムミラー | トーエーライト | T-2128 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 得点板(バスケット用) | エバニュー | A-44W | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | マットラック | エバニュー | KH207 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 卓球台 | ニッタク | ウイングBF | 第二体育室 | 2007.1購入 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 移動式フィルムミラー | トーエーライト | T-2128 | 第二体育室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 移動式フィルムミラー | トーエーライト | T-2128 | 第二体育室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 移動式フィルムミラー | トーエーライト | T-2128 | 第二体育室 | 2007.3購入 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | フィルムミラー | トーエーライト | T-2128 | 第二体育室 | 2009/9/15 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 卓球台 | 三英 | IF VERIC-W | 第二体育室 | 港北区からの寄贈 世界卓球にて使用、2011/1/1 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 卓球台 | 三英 | IF VERIC-W | 第二体育室 | 港北区からの寄贈 世界卓球にて使用、2011/1/1 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | カラートンネル | チャンピオン | 08-021-013 | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 平均台(赤) | エバニュー | C-20K | 第二体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 跳び箱小型6段 | トーエーライト | T2698 | 第二体育室 | R6.7.23購入 |
| 港北スポーツセンター | 体育機器・用具、プール用具 | 簡易ステージ | コクヨ | KF-16N5 | 第二体育室 | R6.4.15購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | 防犯カメラ用HDDレコーダー2台 | アルコム | RD-RA5209/RD-RA2317 | 事務所 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | 液晶モニター | シャープ | AQUOS LC42GX4W | トレーニング室 | 2007.11購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ガス台 | パロマ | | 給湯室 | |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | 冷蔵庫 | National | NR-B13T2 | 給湯室 | 2006.3(金沢支援センターに譲渡) |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | シュレッダー | MS.SHREDDER | 4270MU-AT | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | トランシーバー | KENWOOD | UBZ-BG20R | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | トランシーバー | KENWOOD | UBZ-BG20R | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | トランシーバー | KENWOOD | UBZ-BG20R | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | トランシーバー | KENWOOD | UBZ-BG20R | 事務室 | |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | 液晶テレビ | シャープ | LC32E9(SSS) | 事務室 | 2014.4.16 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | プロジェクター | エプソン | EBX12C9 | 事務室 | |

物品管理簿

| 施設名 | 中分類名 | 備品名称 | メーカー名 | 品番・規格・形状・その他 | 保管場所 | 備考 |
|------------|------|------------------------|------------------|----------------------------|-------|------------------------------|
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ipadair(Wi-Fi)64G 4世代目 | apple | GG7FN4Z5Q16M | 事務室 | 市民局から保管換(ノジマ電機寄贈品)、2021/10/1 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | 洗濯機 | Haier | JW-C70C-W | 洗濯室 | 2022.3入替購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | 洗濯機 | Panasonic | NA-F50B14-H | 洗濯室 | 2021.4入替購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | 印刷機 | RICOH | Satellio A411 | 体力相談室 | H22購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | 業務用掃除機 | 日立 | CV-G95K | 体力相談室 | 2022.3入替購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ワイヤレスマイク | パナソニック | WX-4360B | 第三体育室 | |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ワイヤレスシステム | Panasonic | WX-UR502/WX-UD500/WX-4950A | 第三体育室 | R4.12.2購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ワイヤレスマイク(ハンド型) | Panasonic | WX-4100B | 第三体育室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ワイヤレスマイク(タイピン型) | Panasonic | WX-4300B | 第三体育室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ヘッドセット | Panasonic | WX-M210 | 第三体育室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | CDプレーヤー | TASCAM | CD-200 | 第三体育室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | CDプレーヤー | TASCAM | CD-200 | 第三体育室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | プリメインアンプ | マランツ | NR1200 | 第三体育室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ワイヤレスマイク(ハンド型) | Panasonic | WX-4100B | 第二体育室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ワイヤレスマイク(タイピン型) | Panasonic | WX-4300B | 第二体育室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ヘッドセット | Panasonic | WX-M210 | 第二体育室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | コンパクトスピーカー | JVCケンウッド | PS-S552B | 第二体育室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | コンパクトスピーカー | JVCケンウッド | PS-S552B | 第二体育室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | 液晶テレビ | ビクター | LT40LH700 | 談話室 | |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | テレビ台 | ビクター | ph845 | 談話室 | |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | スピーカー | ビクター | PS-S513B | 放送室 | |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | スピーカー | ビクター | PS-S513B | 放送室 | |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ワイヤレスシステム/CDプレーヤー | Panasonic/TASCAM | WX-UR502/WX-UD500/CD-200 | 放送室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ワイヤレスマイク(ハンド型) | Panasonic | WX-4100B | 放送室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ワイヤレスマイク(タイピン型) | Panasonic | WX-4300B | 放送室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | ヘッドセット | Panasonic | WX-M210 | 放送室 | R5.3.31購入 |
| 港北スポーツセンター | 電化製品 | パワーアンプ/ミキシングコンソール | ヤマハ | PX3/MG16 | 放送室 | R5.3.31購入 |

設備台帳(機械)

| 調査年度 | 施設名 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 設置場所 | 直近更新年度 | 数量 | 単位 | 用途 | 仕様 | 容量 | 容量単位 | 修繕履歴 | |
|------|------------|------|--------|-------------|-----------------------|--------|----|----|----------------|----------------|------------------|-------|-------------------------------|--|
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 空調設備 | パッケージ形空気調和機 | 1階談話室 | 2006 | 1 | 台 | | 天吊1台-空冷 | | 10 | kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 空調設備 | パッケージ形空気調和機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | 1階研修室系統 | 床置1台-空冷 | | 27.9 | kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 空調設備 | パッケージ形空気調和機 | 1階事務室 | 2008 | 1 | 台 | | 天井カセット1台-空冷 | | 12.5 | kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 空調設備 | パッケージ形空気調和機 | 1階体力相談室 | 1984 | 1 | 台 | | 床置1台-空冷 | | 14.5 | kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 空調設備 | パッケージ形空気調和機 | 1階業務員室 | 1996 | 1 | 台 | | 壁掛1台-空冷 | | 2.2 | kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 空調設備 | パッケージ形空気調和機 | 1階トレーニング室 | 1993 | 1 | 台 | | 天吊2台-空冷 | | 22.4 | kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 空調設備 | パッケージ形空気調和機 | 1階トレーニング室 | 2010 | 1 | 台 | | 天吊2台-空冷 | | 25 | kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 空調設備 | パッケージ形空気調和機 | 1階ロカ-室男子、女子 | 2006 | 2 | 台 | | 床置1台-空冷 | | 12.5 | kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 空調設備 | パッケージ形空気調和機 | 1階ホール | 2009 | 1 | 台 | | 天吊2台-空冷 | | 20 | kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 空調設備 | パッケージ形空気調和機 | 1階第三体育室 | 1993 | 2 | 台 | | 天吊4台-空冷 | | 22.4 | kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 空調設備 | その他 | 1階談話室 | 1989 | 2 | 台 | | 17カーテン_0.051kw | | — | | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 送風機 | 2階ファンルーム(No.2) | 2017 | 1 | 台 | 1階第一体育室系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 27800 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 送風機 | 1階ファンルーム・ホップ室 | 2017 | 1 | 台 | 1階第二体育室系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 12570 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 送風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | 1階トレーニング室系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 4080 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 送風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | 1階第三体育室系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 5040 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 送風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 2580 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 送風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | 2階電気室系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 2280 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 送風機 | 1階喫茶パッケージ室 | 1984 | 1 | 台 | | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | — | | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 2階ファンルーム(No.1)、(No.3) | 2017 | 2 | 台 | 1階第一体育室系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 13900 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 2階ファンルーム(No.3) | 2017 | 1 | 台 | 1階第一体育室(天井内)系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 8560 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 1階ファンルーム・ホップ室 | 2017 | 1 | 台 | 1階第二体育室系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 12570 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 1階ファンルーム・ホップ室 | 2017 | 1 | 台 | 1階第二体育室(天井内)系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 2220 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | 1階トレーニング室系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 4080 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | 1階第三体育室系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 5160 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 2580 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | 2階電気室系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 2280 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | 1階便所男子、女子系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 980 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | 1階ロカ-室男子、女子系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 1020 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | 1階シャ-室男子、女子系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 1140 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 1階喫茶パッケージ室 | 1984 | 1 | 台 | 1階倉庫(旧厨房)系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 1260 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 1階器具庫(No.1、2) | 1984 | 2 | 台 | | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 780 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 1階器具庫(No.3) | 1984 | 1 | 台 | | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 564 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 排風機 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | 1階ロカ-室(個室)系統 | 遠心 | 遠心、軸流、斜流、消音ボックス付 | 200 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 換気扇類 | 1階談話室、湯沸室、2階電気室、他 | 1984 | 1 | 式 | | | | — | | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 全熱交換器 | 1階談話室、研修室、事務室 | 1984 | 3 | 台 | | 静止形 | 回転形、静止形 | 565 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 全熱交換器 | 1階体力相談室 | 1984 | 1 | 台 | | 静止形 | 回転形、静止形 | 250 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 換気設備 | 全熱交換器 | 1階放送室、本部室、業務員室 | 1984 | 3 | 台 | | 静止形 | 回転形、静止形 | 115 | m ³ /h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 自動制御設備 | 中央監視装置 | 1階事務室 | 2010 | 1 | 台 | | | | — | | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 自動制御設備 | 自動制御装置 | 1階事務室、体力相談室、2階機械室、他 | 1984 | 1 | 式 | | | | — | | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | ダ-外設備 | ダ-外類 | | 1984 | 1 | 式 | | | | — | 2017年一部更新 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 配管設備 | 冷媒配管 | | 1984 | 1 | 式 | | | | — | 1993、1996、2006、2009、2010年一部更新 | |

設備台帳(機械)

| 調査年度 | 施設名 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 設置場所 | 直近更新年度 | 数量 | 単位 | 用途 | 仕様 | 容量 | 容量単位 | 修繕履歴 |
|------|------------|------|------|-------------|------------------------|--------|----|----|------------|------------------|-----------------------------------------|---------|-------------------------------|
| 2020 | 港北スポーツセンター | 空調設備 | 配管設備 | ドレン配管 | | 1984 | 1 | 式 | | VP | | — | 1993、1996、2006、2009、2010年一部更新 |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給水設備 | 受水槽 | 1階屋外 | 1984 | 1 | 基 | | 鋼板製 | FRP製、鋼板製、ステンレス製 | 14 m3 | 2013年塗装 |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給水設備 | 受水槽 | 屋上 | 1984 | 1 | 基 | マルチ式ガス湯沸器用 | ステンレス製 | FRP製、鋼板製、ステンレス製 | 1 m3 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給水設備 | 加圧給水ポンプユニット | 1階ファンルーム・ポンプ室 | 1984 | 1 | 台 | | 3.7kW 2台 | 電動機容量kW&台数 | 3.7 kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給水設備 | 加圧給水ポンプユニット | 2階機械室 | 2006 | 1 | 台 | | 1.1kW 2台 | 電動機容量kW&台数 | 1.1 kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給湯設備 | 給湯ポンプ | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | | ライン | 多段、単段、ライン、その他 | — | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給湯設備 | 給湯ポンプ | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | | ライン | 多段、単段、ライン、その他 | — | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給湯設備 | 給湯ポンプ | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | | ライン | 多段、単段、ライン、その他 | 0.25 kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給湯設備 | 給湯ポンプ | 2階機械室 | 1985 | 1 | 台 | | ライン | 多段、単段、ライン、その他 | — | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給湯設備 | 貯湯タンク | 2階機械室 | 1984 | 1 | 台 | | ステンレス製 | 鋼板製、ステンレス製、ステンレスクラッド製 | — | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給湯設備 | 膨張タンク | 2階機械室 | 2006 | 1 | 台 | | 密閉形 | 開放形、密閉形 | 23 L | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給湯設備 | 熱交換器 | 2階機械室 | 1984 | 0 | 台 | | プレート型-水・水 | 多管形、プレート形(熱交換する一次側と二次側の流体を選択: 蒸気・水、水・水) | — | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給湯設備 | 電気湯沸器 | 1階湯沸室 | 1984 | 1 | 台 | | 貯湯式 | 瞬間式、貯湯式 | 1.5 kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 給湯設備 | ガス瞬間湯沸器 | 2階機械室外壁 | 2006 | 10 | 台 | 全館給湯用 | | (※屋内設置のみ給排気方式を記入)密閉式、半密閉式、開放式 | 33 号 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 排水設備 | 排水樹 | | 1984 | 1 | 式 | | 分流 | 合流、分流(※浄化槽の場合は仕様の記入不要) | — | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 衛生器具 | 衛生器具 | 1階男子、女子便所、男子、女子シャワー室、他 | 1984 | 1 | 式 | | | | — | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 衛生器具 | 冷水器 | 1階談話室 | 1984 | 1 | 台 | | | | 23 L/h | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 消火設備 | 消火ポンプユニット | 1階ファンルーム・ポンプ室 | 2017 | 1 | 台 | 消火栓設備用 | | | 7.5 kW | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 消火設備 | 消火水槽 | 屋上 | 1984 | 1 | 基 | | | | 1 m3 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 消火設備 | 消火水槽 | 1階ファンルーム・ポンプ室 | 1984 | 1 | 基 | | | | 15 m3 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 消火設備 | 消火栓設備 | | 1984 | 1 | 式 | | 屋内 | 屋内、屋外 | — | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 配管 | 給水配管 | | 1984 | 1 | 式 | | VL、PL | 配管略号参照 | — | 2006年2017年一部更新 |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 配管 | 給湯配管 | | 1984 | 1 | 式 | | SUS、HVL | 配管略号参照 | — | 2006年一部更新 |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 配管 | 排水配管 | | 1984 | 1 | 式 | | SGP(白)、VP | 配管略号参照 | — | 2006年一部更新 |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 配管 | 通気配管 | | 1984 | 1 | 式 | | VP | 配管略号参照 | — | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 配管 | ガス配管 | | 1984 | 1 | 式 | | SGP(白)、CGP、PL、PE | 配管略号参照 | — | 2006年一部更新 |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 衛生設備 | 配管 | 消火配管 | | 1984 | 1 | 式 | | VL、PL | 配管略号参照 | — | 2017年一部更新 |

設備台帳(電気)

| 調査年度 | 施設名 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 設置場所 | 直近更新年度 | 数量 | 単位 | 用途 | 仕様 | 容量 | 容量単位 | 修繕履歴 |
|------|------------|------|------|-----------------|----------------|--------|-----|----|-------------|--------------|------|------|------------|
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 受変電 | 受変電設備 | 2階電気室 | 1984 | 1 | 式 | | 閉鎖・CB | 250 | kVA | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 受変電 | 内訳_遮断器 | 2階電気室 | 1984 | 1 | 台 | 受電 | 真空 | 12.5 | kA | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 受変電 | 内訳_開閉器 | 2階電気室 | 1984 | 4 | 台 | 電灯・動力・コンセント | 気中・LBS | 100 | A | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 受変電 | 内訳_変圧器 | 2階電気室 | 1984 | 2 | 台 | 電灯・動力 | モルト* | 75 | kVA | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 受変電 | 内訳_変圧器 | 2階電気室 | 1984 | 1 | 台 | 動力 | モルト* | 100 | kVA | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 受変電 | 内訳_進相コンデンサ | 2階電気室 | 1984 | 1 | 台 | | 油入 | 30 | kVar | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 受変電 | 引込開閉器[UGS] | 屋外 | 2011 | 1 | 台 | | UGS | 300 | A | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 受変電 | 保護継電器[SOG] | 屋外 | 2011 | 1 | 台 | | SOG | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 配線 | 高压引込ケーブル | 地中 | 2011 | 40 | m | | 1回線・CET | 38 | mm2 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 配線 | 屋内配線 | 屋内 | 1984 | 1 | 式 | | | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 配線 | 屋外配線 | 屋外 | 1984 | 1 | 式 | | | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | 分電盤・制御盤 | 1階廊下 | 1984 | 1 | 面 | | 埋込 | 24 | 回路 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | 分電盤・制御盤 | 1階EPS | 1984 | 1 | 面 | | 自立 | 40 | 回路 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | 分電盤・制御盤 | 1階放送室 | 2017 | 1 | 面 | | 自立 | 34 | 回路 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | 分電盤・制御盤 | 1階談話室 | 1984 | 1 | 面 | | 埋込 | 11 | 回路 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | 分電盤・制御盤 | 2階ファンルーム(No.1) | 1984 | 1 | 面 | | 壁掛 | 1 | 回路 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | 分電盤・制御盤 | 2階ファンルーム(No.2) | 1984 | 1 | 面 | | 壁掛 | 1 | 回路 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | 分電盤・制御盤 | 2階ファンルーム(No.3) | 1984 | 1 | 面 | | 壁掛 | 2 | 回路 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | 分電盤・制御盤 | 1階放送室 | 1984 | 1 | 面 | 制御 | 自立 | 8 | 回路 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | 分電盤・制御盤 | 1階ファンルームホップ室 | 1984 | 1 | 面 | 制御 | 自立 | 5 | 回路 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | 分電盤・制御盤 | 1階喫茶室 | 1984 | 1 | 面 | 制御 | 壁掛 | 5 | 回路 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | 分電盤・制御盤 | 2階機械室 | 1984 | 1 | 面 | 制御 | 自立 | 26 | 回路 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 盤類 | その他盤[警報盤等] | 1階事務室 | 1984 | 1 | 面 | | 自立 | 22 | 回線 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 照明 | 一般照明 | 屋内 | 2017 | 379 | 台 | | LED | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 照明 | 高天井照明 | 屋内 | 2017 | 98 | 台 | | LED・昇降装置内蔵 | 1000 | W | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 照明 | 誘導灯 | 屋内 | 2017 | 13 | 台 | | LED | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 照明 | 非常用照明 | 屋内 | 2017 | 77 | 台 | | 電池別置 | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 照明 | 非常用照明 | 屋内 | 2017 | 3 | 台 | | 電池内蔵 | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 照明 | 外灯(ポール灯) | 駐車場 | 1984 | 10 | 台 | | HID・ポール | 100 | W | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 照明 | 外灯(ポール灯) | 駐輪場 | 2017 | 3 | 台 | | LED・ポール | 100 | W | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 照明 | その他外灯 | 屋外 | 2017 | 25 | 台 | | LED・外壁 | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 直流電源 | 充電装置 | 2階電気室 | 2006 | 1 | 台 | 非常用照明用 | 電池一体 | 16.5 | A | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 直流電源 | 据置蓄電池 | 2階電気室 | 2006 | 1 | 式 | 非常用照明用 | 長寿命MSE | 100 | Ah | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 自家発 | 自家発電設備(ディーゼル)低圧 | 2階電気室 | 1984 | 1 | 式 | 非常用照明用 | 普通形・軽油・燃料46L | 40 | kVA | 2019年蓄電池更新 |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 自家発 | 内訳_冷却水槽 | 2階電気室 | 1984 | 1 | 式 | | 鋼板 | 150 | L | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 自家発 | 内訳_始動用蓄電池 | 2階電気室 | 2019 | 1 | 式 | 発電機始動用 | HS | 80 | Ah | |

設備台帳(電気)

| 調査年度 | 施設名 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 設置場所 | 直近更新年度 | 数量 | 単位 | 用途 | 仕様 | 容量 | 容量単位 | 修繕履歴 |
|------|------------|------|------|----------|-------------|--------|----|----|--------|----------|-----|------|------|
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 自家発 | 内訳_制御盤 | 2階電気室 | 1984 | 1 | 式 | 発電機始動用 | | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 防災 | 非常放送設備 | 1階事務室 | 2010 | 1 | 式 | | ラック | 240 | W | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 防災 | P型火災報知設備 | 1階事務室 | 2015 | 1 | 式 | | P-1・壁掛 | 30 | 回線 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 防災 | 感知器類 | 屋内 | 2015 | 1 | 式 | | | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 情報通信 | 一般放送 | 1階トレーニングルーム | 1984 | 1 | 式 | AV | ワゴン | 60 | W | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 情報通信 | 一般放送 | 1階第2体育室 | 1984 | 1 | 式 | AV | ワゴン | 120 | W | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 情報通信 | 電話設備 | 1階事務室 | 2004 | 1 | 式 | | 交換機 | 16 | 回線 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 情報通信 | 電話器類 | 屋内 | 2004 | 1 | 式 | | | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 情報通信 | 電気時計 | 1階事務室 | 1984 | 1 | 式 | | | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 情報通信 | TV共聴 | 屋上 | 1984 | 1 | 式 | | アンテナ・UHF | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 情報通信 | ITV | 1階事務室 | 1984 | 1 | 式 | 防犯 | | 8 | 台 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 情報通信 | インターホン | 1階事務室 | 1984 | 1 | 式 | 各部屋 | 相互式 | 24 | 回線 | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 避雷設備 | 避雷設備 | 屋上 | 1984 | 1 | 式 | | 避雷突針 | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 電気設備 | 自動ドア | 自動ドア装置 | 1階玄関 | 1984 | 2 | 台 | | 両開き | | - | |
| 2020 | 港北スポーツセンター | 特殊 | 情報通信 | 駐車管制 | 駐車場 | 2005 | 1 | 式 | | | | - | |

施設名 横浜市港北スポーツセンター

令和4年度 修繕一覧

| No. | 修繕年月日 | 修 繕 箇 所 | 金 額 (円) |
|-----|------------|----------------------|---------|
| 1 | 令和4年5月16日 | テニスコート用コートローラー修理 | 399,300 |
| 2 | 令和4年6月20日 | 駐車場精算機新500円硬貨対応 | 96,800 |
| 3 | 令和4年6月29日 | 第三体育室空調機器点検・調整 | 11,330 |
| 4 | 令和4年7月1日 | 男子トイレ洋式大便器詰まり対応 | 67,100 |
| 5 | 令和4年7月19日 | トレーニング室マシン・レザー張替え | 39,380 |
| 6 | 令和4年8月15日 | エントランス前散水栓配管漏水改修 | 447,700 |
| 7 | 令和4年9月20日 | 第一体育室壁面穴補修 | 163,900 |
| 8 | 令和4年10月13日 | 駐車場ゲートバー開閉不良修理 | 33,000 |
| 9 | 令和4年11月21日 | 第一体育室ガラス交換工事 | 249,920 |
| 10 | 令和4年11月21日 | 男子シャワー室壁面タイル補修工事 | 157,960 |
| 11 | 令和4年11月21日 | 第三体育室ワイヤレス音響システム交換工事 | 186,450 |

| No. | 修繕年月日 | 修繕箇所 | 金額(円) |
|-----|-----------|------------------|---------|
| 12 | 令和5年2月16日 | 卓球台開閉機構・キャスター修理 | 67,672 |
| 13 | 令和5年2月20日 | 第三体育室カーテンレール修繕 | 99,990 |
| 14 | 令和5年2月20日 | 女子更衣室空調機器更新工事 | 847,000 |
| 15 | 令和5年3月20日 | 従業員用トイレ扉調整工事 | 71,390 |
| 16 | 令和5年3月20日 | 洗濯機用マルチ分岐栓取付工事 | 13,442 |
| 17 | 令和5年3月20日 | 体力相談室ドアクローザー交換工事 | 63,360 |
| 18 | 令和5年3月20日 | 消防用補給水槽給水管改修工事 | 313,170 |
| 19 | 令和5年3月20日 | 第一体育室壁面穴補修 | 46,200 |
| 20 | 令和5年3月20日 | 男子更衣室空調機器更新工事 | 888,800 |
| 21 | 令和5年3月27日 | 駐車場ゲートバー開閉不良修理 | 33,000 |
| 22 | 令和5年3月20日 | 第一体育室音響設備更新工事 | 666,600 |
| 23 | 令和5年3月20日 | 第二体育室スピーカー設備更新工事 | 80,300 |

| No. | 修繕年月日 | 修 繕 箇 所 | 金 額 (円) |
|-----|-----------|--------------------|---------|
| 24 | 令和5年3月20日 | 第三体育室音響機器更新工事 | 204,050 |
| 25 | 令和5年3月20日 | 防犯カメラ用HDDレコーダー更新工事 | 253,000 |

令和5年度 修繕一覧

| No. | 修繕年月日 | 修繕箇所 | 金額(円) |
|-----|------------|------------------------|---------|
| 1 | 令和5年4月17日 | LANケーブル増設工事 | 51,700 |
| 2 | 令和5年6月26日 | トレーニング機器アームカール座席部修理 | 29,700 |
| 3 | 令和5年7月5日 | 移動式ミニバスケット台キャスター修理 | 330,000 |
| 4 | 令和5年7月21日 | トレーニング室空調機器修理 | 59,378 |
| 5 | 令和5年7月26日 | 移動式ミニバスケット台キャスター修理 | 330,000 |
| 6 | 令和5年7月26日 | 女性用トイレ大便器詰まり対応 | 71,500 |
| 7 | 令和5年8月3日 | トレーニング室空調機器修理 | 77,000 |
| 8 | 令和5年9月5日 | 非常放送設備機器修理 | 512,600 |
| 9 | 令和5年9月29日 | トレーニングマシン(リカンベントバイク)修理 | 27,500 |
| 10 | 令和5年10月16日 | 第一体育室移動式観覧席部品交換修繕 | 298,320 |
| 11 | 令和5年12月4日 | 給湯器制御リモコン交換修繕 | 77,484 |

| | | | |
|----|------------|----------------------|---------|
| 12 | 令和5年12月18日 | 第二体育室壁面破損補修修繕 | 198,000 |
| 13 | 令和5年12月18日 | トレーニングマシン電源ケーブル交換修繕 | 27,390 |
| 14 | 令和5年12月18日 | 体力相談室電源移設工事 | 49,500 |
| 15 | 令和6年2月19日 | 第一体育室壁面破損補修修繕 | 198,000 |
| 16 | 令和6年2月19日 | トレーニングマシン修繕 | 211,464 |
| 17 | 令和6年3月19日 | 給湯循環ポンプ交換工事 | 293,700 |
| 18 | 令和6年3月19日 | トレーニング室系統送風機ファンベルト交換 | 15,290 |
| 19 | 令和6年3月19日 | 防犯用カメラ設置工事 | 878,350 |
| 20 | 令和6年3月19日 | 体力相談室空調機器更新工事 | 506,000 |
| 21 | 令和6年3月19日 | 業務員室空調機器更新工事 | 506,000 |
| 22 | 令和6年3月19日 | 入金機新札対応部品交換 | 143,000 |
| 23 | 令和6年3月19日 | 屋外トイレ更新工事 | 990,000 |

令和6年度 修繕一覧

| No. | 修繕年月日 | 修繕箇所 | 金額(円) |
|-----|-----------|----------------------------------------------|---------|
| 1 | 令和6年4月1日 | トレーニング機器ラバーダンベル・グリップ交換 | 19,360 |
| 2 | 令和6年4月17日 | 職員用小便器自動洗浄器センサー交換 | 133,870 |
| 3 | 令和6年5月20日 | 第1体育室フローリング床鳴り補修 | 29,700 |
| 4 | 令和6年5月20日 | 防犯カメラ設置工事 | 507,650 |
| 5 | 令和6年5月20日 | トレーニング機器フラットベンチ背部、ベンチプレス頭部・尻部カバー、レッグプレスベルト修繕 | 108,988 |
| 6 | 令和6年5月30日 | トレーニング機器アップライトバイク、トレッドミル修繕 | 7,700 |
| 7 | 令和6年6月17日 | 屋外簡易トイレ更新工事 | 990,000 |
| 8 | 令和6年6月19日 | トレーニング機器ラバークッション修繕 | 54,824 |
| 9 | 令和6年7月16日 | トレーニング機器アップライトバイク、トレッドミル修繕 | 140,316 |
| 10 | 令和6年7月16日 | テニスコートベンチ用遮光ネット設置 | 140,250 |
| 11 | 令和6年7月16日 | 屋上雨樋配管修繕工事 | 435,600 |

| No. | 修繕年月日 | 修繕箇所 | 金額(円) |
|-----|------------|-------------------------------------|---------|
| 12 | 令和6年8月9日 | トレーニング機器トレッドミルキーパッド・ラバークッション修繕 | 115,500 |
| 13 | 令和6年8月19日 | 駐車場精算機新紙幣対応修繕 | 110,000 |
| 14 | 令和6年8月27日 | 男性用トイレ洗面自動止水栓修理 | 16,610 |
| 15 | 令和6年9月12日 | トレーニング機器アップライトバイクシートパッド・ラットブルケーブル修繕 | 45,012 |
| 16 | 令和6年10月5日 | 女性用トイレ排水詰まり除去作業 | 42,900 |
| 17 | 令和6年10月21日 | 受水槽マンホール蓋部交換 | 603,680 |
| 18 | 令和6年10月21日 | 受水槽底部漏水補修 | 62,535 |
| 19 | 令和6年11月21日 | 駐車場精算機ジャーナルプリンター部不具合交換 | 129,800 |
| 20 | 令和6年12月9日 | トレーニング機器電源部不具合対応 | 15,092 |
| 21 | 令和6年12月9日 | 非常用発電機不具合対応 | 21,560 |
| 22 | 令和7年1月24日 | 第一体育室床面損傷部補修工事 | 121,000 |
| 23 | 令和7年1月24日 | トレーニングマシン修理 | 71,258 |

| No. | 修繕年月日 | 修繕箇所 | 金額(円) |
|-----|-----------|----------------------|---------|
| 24 | 令和7年2月17日 | 更衣室系統送風機ファンベルト交換 | 15,840 |
| 25 | 令和7年2月17日 | 外部柵詰まり除去作業 | 108,900 |
| 26 | 令和7年2月17日 | トレーニングマシン破損レザー張替 | 27,500 |
| 27 | 令和7年3月17日 | 第一体育室屋外階段1階入り口扉交換 | 566,500 |
| 28 | 令和7年3月17日 | 第一体育室屋外階段2階入り口扉交換 | 473,000 |
| 29 | 令和7年3月17日 | 第一体育室床面損傷部補修工事 | 148,500 |
| 30 | 令和7年3月17日 | 機械警備カードリーダー雨除け対策設備設置 | 55,000 |
| 31 | 令和7年3月17日 | トレーニングマシン修理 | 90,750 |

維持保全の手引

令和8年4月

建築局保全推進課

行財政局ファシリティマネジメント推進課

目 次

| | | | |
|---|--------------------------------|-------|----|
| 1 | はじめに | | 1 |
| 2 | 維持保全業務の遂行について | | 1 |
| 3 | 施設関係者の役割 | | 2 |
| 4 | 維持保全の実施 | | |
| | (1) 維持保全とは | | 2 |
| | (2) 維持保全の内容把握の重要性 | | 2 |
| | (3) 維持保全の内容把握のポイント | | 2 |
| 5 | 維持保全の分類と実施 | | |
| | (1) 清掃 | | 5 |
| | (2) 点検 | | 7 |
| | (3) 運転・監視 | | 11 |
| | (4) 保守 | | 11 |
| | (5) 施設管理者点検 | | 14 |
| | (6) 劣化調査 | | 14 |
| 6 | 維持保全上の注意事項 | | |
| | (1) 複合施設における共用・専有の区分の明確化 | | 16 |
| | (2) 施設管理の関係者変更時の確実な引継ぎ | | 16 |
| | (3) 事故の報告 | | 16 |
| | (4) 高圧(6,600V)受電している施設での電気設備管理 | | 18 |

1 はじめに

本市では、高度経済成長の人口急増期に集中して都市整備を進めてきたため、大量の公共建築物の老朽化が一斉に進み、今後の保全や建て替えにかかる財政負担が課題となってきています。今後、必要なサービスを持続的に提供していくためには、これまで以上に総合的な公共建築物のマネジメントを進めていくことが必要であり、全庁的に意識を共有し、取り組みを進めることが重要となってきています。

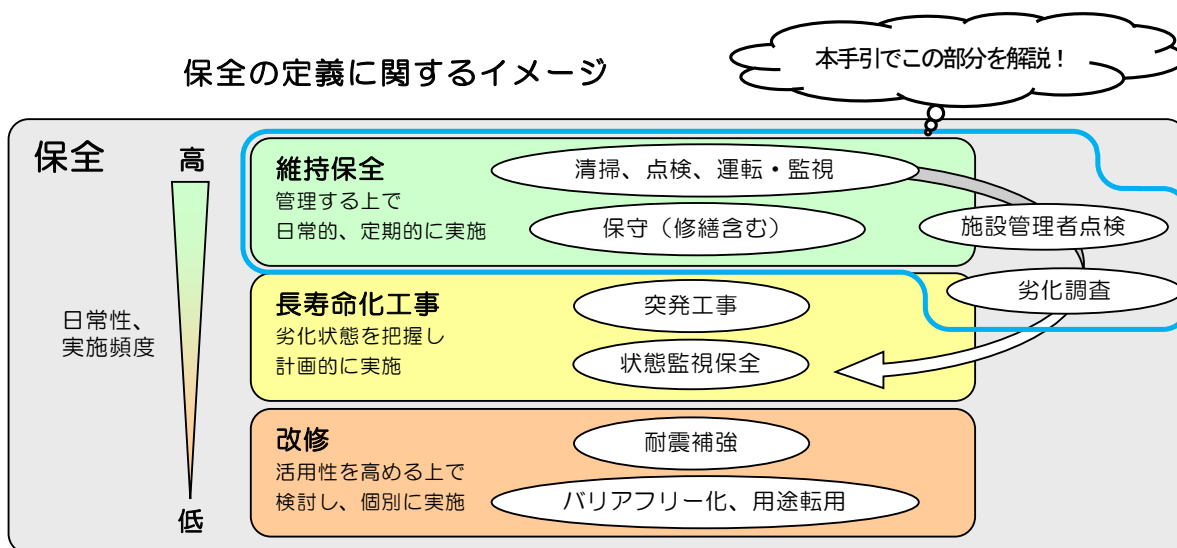
また、建物や設備機器等は、何もなくて当然、正常に運転されて当然と考えがちですが、建物や機械等の中身は目に見えないため、突然不具合が発生する可能性があります。市民に、施設を安全かつ安心して利用してもらうためには、日頃から施設の不具合等を記録し、異常を早期に発見、把握し、施設を適切に維持保全していくことが重要となります。

本手引は、横浜市公共施設等総合管理計画及び一般公共建築物個別施設計画に基づき、維持保全の基本的な考え方や施設関係者の役割等について整理したうえで、一般公共建築物の各施設において実施すべき各種保全業務等について取りまとめたものです。

2 維持保全業務の遂行について

施設の維持保全については、施設管理者（指定管理者を含む）のみならず、施設を所有又は設置する区局（以下「施設所管区局」という。）のほか、行財政局（ファシリティマネジメント推進課）、建築局（保全推進課）などが一丸となって取り組んでいく必要があり、維持保全業務の遂行にあたっては次の6項目を踏まえて実施するものとします。

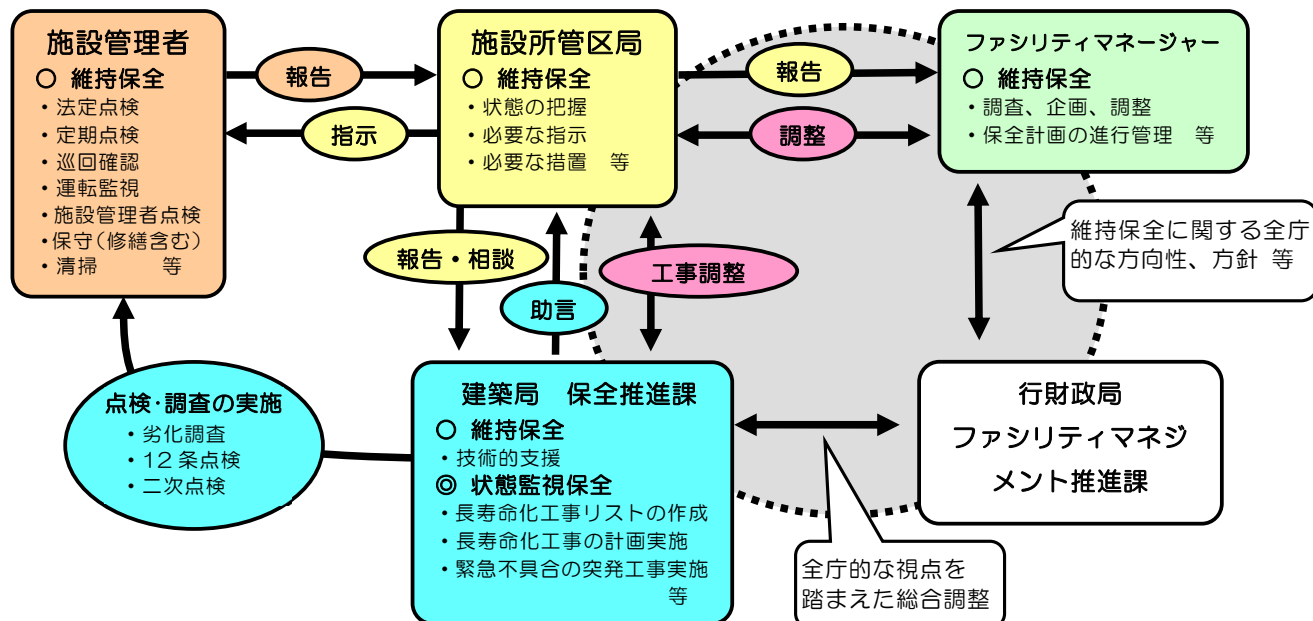
- (1) 関係法令等を遵守すること
- (2) 施設を安全かつ衛生的に保つこと
- (3) 施設の機能及び性能等を保つこと
- (4) 合理的かつ効果的にコスト等を踏まえて維持保全の実施に努めること
- (5) 建物や設備機器等について定期的に点検を行い、劣化・損傷等の早期発見に努めること
- (6) 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努め、温室効果ガス削減につなげること



3 施設関係者の役割

施設の関係者は、各々の責務に基づき施設を適切に保全することが必要となります。維持保全に関する施設の関係者の相関は次のとおりです。

長寿命化事業対象施設の維持保全・計画修繕に関する相関図



4 維持保全の実施

(1) 維持保全とは

長期にわたりその機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う、清掃、点検、運転・監視及び保守（修繕含む）をいいます。

(2) 維持保全の内容把握の重要性

各施設においてはこれまでも維持保全（点検等）を実施していますが、

- ① 実施の根拠（なぜこの点検をやるのか）が分からない
- ② 業者任せになっており施設担当者が施設の状態を把握していない

などの課題があります。施設の維持保全を施設管理者や施設所管区局が「適切に」実施するためには、まず自らの施設がどのような構造で、どのような設備が設置されているかを把握したうえで、どのような維持保全が必要か整理しておくことが重要です。

施設所管区局では維持保全の内容把握は、修繕計画の立案や指定管理者の公募、保全業務を委託する際の仕様書の作成のために、欠かせない情報となります。

(3) 維持保全の内容把握のポイント

ア 施設概要の把握

施設管理者は、次の資料等を施設に備え付け、いつでも見られるように整理し施設概要を把握しておく必要があります。また、不具合発生時の修繕や更新工事の際に、各資料を必要としますので、建物（設備）が存続している期間は保管が必要となります。

(ア) 図面

建物は図面に基づいて建設されています。したがって、維持保全を実施するうえで対象となる建物の内容が示された図面は、最も重要な資料です。

図面には建築図面、電気設備図面、空調衛生設備図面等があります。これらの図面には、①建物の構造や仕様、②延床面積、③設置された設備機器等の名称や系統、④設備機器等の大きさ・数量・能力（仕様）などが記載されています。

また、修繕の計画や雨漏り等の不具合・故障・事故の原因調査の際には、詳細な図面が不可欠です。増改築や改修で建物の一部が変更された場合は、その完成図面など現状に合う図面や資料を大切に保管することが極めて重要です。また、修繕を行った時は、何をどの様に修繕したか記録を残すようにして下さい。

(イ) 官公署届出書類（表一）

施設建設の際に、各種法令により提出した官公署への届出書、許認可書の控え及び副本のことをいいます。これらは、法令による検査や届出事項の変更の際に必要となりますので、図面と同様に大切に保管する必要があります。

（表一）官公署届出書類の例

| |
|--------------------------------------|
| 《建築関係》 |
| ①建築基準法 建築物・工作物の計画通知書、確認済証、検査済証 |
| ②消防法 検査済証 |
| ③建築物省エネ法 計画書、届出書、適合判定通知書 等 |
| ④各種許可証・協議書類（街づくり協議、風致、景観計画・都市景観協議 等） |
| 《電気・通信設備関係》 |
| ①電気事業法 自家用電気工作物使用開始届出書、受理書 |
| ②電気事業法 電気主任技術者選任届出書 |
| ③電気事業法 保安規程届出書 |
| ④建築基準法 昇降機の計画通知書、確認済証、検査済証 |
| 《消防設備関係》 |
| ①消防法 防火対象物使用開始（変更）届出書 |
| ②消防法 消防設備等（特殊消防用設備等）設置（変更）計画届出書 |
| ③消防法 電気設備設置届出書 |
| ④消防法 火を使用する設備等の設置（変更）届出書 |
| 《空調・衛生設備関係》 |
| ①労働安全衛生法 ボイラー設置届 |
| ②大気汚染防止法 ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書 |
| ③水道法 給水装置工事申込書、給水装置工事完了届 |
| ④下水道法 排水設備工事完了届出書、公共下水道使用開始届出書 |
| ⑤浄化槽法 浄化槽設置届出書 |
| ⑥騒音規制法・振動規制法 特定施設設置届 |

※この他にも施設の規模や用途により様々な書類があります。

(ウ) 取扱説明書・保証書

取扱説明書は、当該機器の持つ機能や、運転・保全の方法等を説明するものです。また、運転上の事故や災害を防ぐための注意事項が記載されていますので、各機器の取扱説明書をファイルにまとめて保管しておく、運転方法の確認やトラブル発生時の対処方法を調べるときに役立ちます。

また、建物の防水には基本的に5年から10年間の保証書が発行されています。しゅん工後保証期間以内に雨漏り等が発生した際は無償で補修するという内容ですので、大切に保管してください。

イ 維持保全の記録

維持保全を適切に行うためには、その建物の経歴を把握しておく必要があります。そのため、日々の巡回・確認の結果や定期点検、修繕の記録、光熱水費の記録（電力や水道使用量の検針票）など、維持保全の記録をまとめておくことが重要です。

また、劣化調査・12条点検・施設管理者点検・施設管理者点検の二次点検・技術相談等、建物・設備に関する各種点検・調査・相談の結果並びにそれらの指摘事項の対応結果（修繕等）を保管する必要があります。

コラム

- ◆ 電気の契約電力を知るための資料として、検針票があります。月々の検針票には、その施設での契約種別、契約電力量等が記載されていますので、確認してください。

| 契約種別 | 従量電灯B |
|------|-------|
| 契約 | XXA |

前年同月分は前月の検針票を参照してください。

- ◆ 維持保全の記録によって不具合点を発見できた事例

- ・ 水道の毎月の使用量を記録し、グラフにして比較した。
 - あるとき急に使用量が増大したことを発見した。埋設給水管の漏水が原因だった。
 - 冬期の特定の月の使用量が多かった。加湿用の給水弁が開きすぎだった。

ウ 報告書の内容確認

維持保全に関する点検や法定点検、設備機器等の保守を専門業者に委託した場合には必ず委託業務報告書が提出されます。報告書には、保守作業の内容や点検結果が詳しく記載されており、機器等の修繕を計画する際の重要な手がかりになります。

点検等を確実に実施していても、その結果が次に活かされないと意味がありません。施設管理者は報告書の内容を確認し、不具合などの指摘事項があれば、必要な対処を行う必要があります。

【報告書の確認ポイント】

- ① 点検等の委託件名、受託業者名称、日付
- ② 点検者名の記載（有資格者の場合は資格者番号等の確認）
- ③ 点検等の実施の根拠（●●法第▲条の規定により実施、など）
- ④ 点検・保守の結果、不具合の場所、内容
→ 内容が不明の場合は受託業者に確認する。（内容をよく聞く）
- ⑤ 写真（不具合内容が適切に撮影されているか確認する）
- ⑥ 不具合内容に対する対応方法

5 維持保全の分類と実施

指定管理者制度を導入している施設は、基本協定書等の定めにより関係者が維持保全の各作業を行います。施設の清掃や各種点検、運転・監視及び保守の作業基準は、国土交通省「建築保全業務共通仕様書」に準拠するようにしてください。

※「建築保全業務共通仕様書」は次の国土交通省ホームページからダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm

(1) 清掃

清掃は、毎日行う「日常清掃」と決まった期間に回数を決め継続的に行う「定期清掃」に分類します。定期清掃の頻度は、施設の用途や建物の構造等により異なるので、施設所管区局と調整する必要があります。

清掃は施設管理者が実施主体となり行います。専門技術や専門用具等が必要な場合は、業務を委託して実施することもあります。

なお、同じ「清掃」でも法律で義務付けられているものがあります。それらについては、（表一２）法定点検の例にも記載しています。

【清掃の例】

- ① 日常清掃（専門業者に委託する場合もある）
 - ・室内清掃（居室・トイレ・洗面所玄関・廊下・階段など）
 - ・屋外清掃（玄関・通路・駐車場・屋上・建物周辺など）
- ② 定期清掃（専門業者へ委託するが多い）
 - ・窓ガラス清掃
 - ・床ワックスがけ清掃
 - ・照明器具清掃、電球交換・除草、植栽の手入れなど
 - ・グリストラップ清掃
 - ・害虫駆除
 - ・貯水槽の清掃
 - ・屋上の雨水排水口の清掃

コラム

◆ 清掃時の注意

ア 屋上の雨水排水口

屋上の雨水排水口などがごみ・木の葉・土砂で詰まり排水ができず、屋上に雨水が溜まってプールようになり、雨漏りの原因となることがあります。屋上にある排水目皿（ドレン）や軒樋・縦樋・受枘の清掃を定期清掃の項目に入れるとよいでしょう。また、排水口などや木の葉等で詰まっただけではなく草等が生えてその根が防水層を傷めることがあります。屋上の隅や目地も草等が生えやすい箇所です。草等が生えている場合は、伸びた根が防水層に食い込んでいる可能性があるため、無理に引き抜かず上部を刈り取るか除草剤（防水層本体やシーリング、金属部分にかけないように注意が必要）等で枯らしてから取ってください。

イ エレベーターの扉のレール

エレベーターの扉のレール溝に小石・あめ玉等が挟まり、ドアが開かなくなるトラブルが発生することがあります。エレベーター内の清掃を、エレベーターの保守以外に日常清掃の項目にも入れるとよいでしょう。

ウ 空調機等のフィルタ、ドレンパン

ファンコイルユニットなどの空調機や熱交換を行う空調換気扇には、空気中の塵埃を除去するフィルタが設置されています。フィルタを長期間清掃しないと風量が低下するだけでなく、室内の空気が汚れることとなります。

同様に、冷房時の結露水を受けるドレンパンも設置されています。長く使用している間に空気中の埃などが結露水と共に流れ込み、徐々にドレンパンに堆積していくことがあります。堆積物がドレンパンの排水口を塞いでしまうとドレンパンから結露水が溢れて、空調機の周囲を濡らしてしまいます。

いずれも定期的に清掃するようにしましょう。

(2) 点検

点検には、ア 法律に定められたもの（法定点検）、イ 機器等の機能維持のため定期的に必要なもの（定期点検）、ウ 日常的に巡回・確認するもの（日常点検）があります。

ア 法定点検（表－２）

施設の用途又は一定規模以上の面積、能力、容量等の建築物及び建築設備等に対し、法律上義務付けられた定期点検・検査等をいい、建築基準法第 12 条に基づく点検（以下「12 条点検」という。）のほか、さまざまな点検・検査があります。

点検実施にあたっては、資格や専門知識・専用用具等が必要な場合も多いため、一般的に委託により行います。施設管理者は点検結果や報告書等の内容を確認し不具合事項を是正する必要があります。また施設所管区局においても施設の状態を把握するために、その内容を確認する必要があります。

コラム

◆ 消防設備点検の適切な実施

消防法には、防火管理者が防火管理上必要な業務（消防計画（建物の防火上必要な事項を定めた計画書）の作成、当該計画に基づく消防設備等の点検及び整備など）を誠実に実施しなければならない旨が定められています。履行確認及び完了検査にあたり仕様書の記載内容や図面を再度確認し、防火管理者としての自覚と責任を持って業務委託を行ってください。

さらに、防火管理者は消防計画に基づき、消防設備の点検時に立ち会うことが必要になります。消防設備の点検後は、法定様式の点検票に防火管理者及び立会者の記名捺印を忘れずに行います。

(表一2) 法定点検の例 (1/2)

| No | 点検等の対象 | 関係法令等 | 具体的施設、設備 | 点検等の頻度 | 備 考 |
|----|------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 | 建物・建築設備 防火設備・昇降機（エレベーター等） | 建築基準法 | 特殊建築物（200㎡を超えるもの又は階数3以上で100㎡超え200㎡以下のもの）及び階数3以上で200㎡超の事務所等の建築物 | 定期点検 ：3年に1回 | 一級・二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者による点検 |
| | | | 上記建築物の昇降機以外の建築設備、建築物の防火設備 | 定期点検 ：1年に1回 | |
| | | | 昇降機（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機） | 保守点検 ：1月に1回 定期点検 ：1年に1回 | |
| | | 労働安全衛生法 | 昇降機（エレベーター） *労働基準法別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の事業所に設置されるもの | 積載荷重1ト未満（0.25ト未満のものを除く） 定期自主検査 ：1年に1回 積載荷重1ト以上 定期自主検査 ：1月に1回 性能検査 ：1年に1回 | *性能検査は登録性能検査機関又は労働基準監督署長が実施 |
| | | | 小荷物専用昇降機 | 定期自主検査 ：1月に1回 | |
| 2 | 空調・給湯用のボイラーや圧力容器 | 労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 | ボイラー 第一種圧力容器 | 性能検査 ：1年に1回 定期自主検査 ：1月に1回 | ・性能検査の整備業務はボイラー整備士の資格が必要 ・性能検査は登録性能検査機関又は労働基準監督署長が実施 |
| | | | 小型ボイラー 第二種圧力容器 | 定期自主検査 ：1年に1回 | |
| 3 | 冷凍機 | 高圧ガス保安法 冷凍保安規則 | ・冷凍能力20トン以上で高圧ガスを用いる設備 （フロンガスの場合は50トン以上） | 保安検査 ：3年に1回 自主検査 ：1年に1回 | 保安検査は都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定保安検査機関又は認定保安検査実施者が実施 |
| 4 | 業務用冷凍・空調機 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 （フロン排出抑制法） | 全ての業務用エアコンディショナー及び冷凍冷蔵機器 | 簡易点検 ：3か月に1回 | 定期点検は、フロン類の性状や取扱方法、機器の運転方法等について十分な知見を有する者が、自ら検査を行う又は検査に立ち会うこと |
| | | | 圧縮機の定格出力が7.5kW以上の業務用エアコンディショナー及び冷凍冷蔵機器 | 定期点検 ・50kW以上の業務用エアコンディショナー及び7.5kW以上の冷凍冷蔵機器 ：1年に1回 ・7.5kW以上50kW未満の業務用エアコンディショナー ：3年に1回 | |
| 5 | 受電設備 | 電気事業法 | 自家用電気工作物 高圧受配電設備 低圧負荷設備、 自家発電設備 等 | ・電気主任技術者選任 ・保安規程に基づく 巡視点検 ：1月に1回 定期点検 ：1年に1回 | 自家用電気工作物を設置する施設は、電気主任技術者の選任が必要 |
| 6 | 消防用設備 | 消防法 | 消火設備、警報設備、避難設備、非常電源 等 | 外観・機能点検 ：6か月に1回 総合点検 ：1年に1回 | 消防設備士、消防設備点検資格者が実施 |
| 7 | 危険物貯蔵施設 | 消防法 | 一般取扱所（指定数量の倍数10以上、地下タンクがある場合は全て） | 定期点検 ：1年に1回 | 危険物取扱者または危険物施設保安員の資格が必要 |
| 8 | 飲料用の受水槽 | 水道法 | 簡易専用水道 （有効貯水量10㎡超） 小規模受水槽水道 （有効貯水量10㎡以下） | 水槽清掃 ：1年に1回 （水槽容量によらない） | |

| | | | | | |
|---|------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| | | | ※小規模受水槽水道については横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の規定による。 | 法 34 条規定による検査：1 年に 1 回（有効容量 10 m ³ 以下の受水槽は対象外。管理状況の検査：1 年に 1 回） | 地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けたものによること |
| 9 | 大気環境 | 大気汚染防止法 | ばい煙発生施設： ・燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 以上のボイラー ・火格子面積 2 m ² 又は焼却能力 200kg/h 以上の焼却炉 | ばい煙量又はばい煙濃度測定 ・2 箇月を超えない作業期間ごとに 1 回以上（排出ガス量が 40,000 m ³ /h 以上） ・1 年に 2 回以上（排出ガス量が 40,000 m ³ /h 未満） | |

(表一2) 法定点検の例 (2/2)

| No | 点検等の対象 | 関係法令等 | 具体的施設、設備 | 点検等の頻度 | 備考 |
|----|--------|------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 10 | 室内環境 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法） | 特定建築物（3,000 m ² 以上の事務所等） | <ul style="list-style-type: none"> ・空気環境測定 ：2 か月に 1 回 浮遊粉じん量、一酸化炭素含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流 ・空気調和設備の汚れ点検 ：1 か月に 1 回 冷却塔及び冷却水、加湿装置、排水受け ・冷却塔、冷却水の水管、加湿装置の清掃 ：1 年に 1 回 ・貯水槽の清掃：1 年に 1 回 ・水質検査：1 年に 1 回 6 か月に 1 回 ・遊離残留塩素の検査 ：7 日に 1 回 ・排水設備清掃 ：6 か月に 1 回 ・大掃除：6 か月に 1 回 ・ねずみ、昆虫等の駆除（害虫駆除）：6 か月に 1 回 | 水質検査は省令により検査項目と時期が規定 |

※ 施設の規模や用途によりこの他にも法定点検がある場合があります。

イ 定期点検

法律上の義務付けはありませんが、施設運営に支障をきたさないために、機器等の機能維持のために行う定期的な点検をいいます。法定点検と同様に専門知識や専用用具等が必要なので、一般的に委託により実施します。施設管理者は点検結果や報告書等の内容を確認し不具合事項を是正する必要があります。また施設所管区局においても施設の状態を把握するために、その内容を確認する必要があります。

【定期点検の例】

- ① 自動ドア設備
- ② 空調用熱源機器（吸収冷温水機・空気熱源ヒートポンプユニット等）
- ③ 中央監視装置

コラム

◆ 定期点検は必要？

建築物や建築設備にはさまざまな法定点検が義務付けられていますが、これらは主に安全面や衛生面の基準を定めたもので、建物を適切に維持するためには法定点検だけでなく、日々の巡回・確認や定期的な保守の点検も必要です。

◆ 設備機器の法定点検と定期点検

昇降機等の設備機器では、法令に定められている安全面や衛生面の基準に加えてメーカーが独自に定めた機能維持の基準（部品交換周期など）があります。管理者は、製造メーカーの保守マニュアルに各部品の標準更新周期等の情報を確認し、適切に保守が行われていることを確認する必要があります。

コラム

◆ エレベーターの保守点検と定期点検(建築基準法12条点検)

建築基準法で定めるエレベーターを設置した後は、「保守点検」と「定期点検」の両方を実施する必要があります。では、法令では、年何回必要となっているのでしょうか？

【答え】

定期点検は年1回

保守点検は月1回

全てのエレベーター(小荷物専用昇降機を含む)およびエスカレーターは、建築基準法第8条に基づく保守点検と、建築基準法第12条第4項に基づき行われる定期点検(12条点検)が必要です。

本点検は、施設の所有者・管理者が、有資格者に点検を行わせる義務がありますので、施設の所有者・管理者で発注してください。

あわせて、点検記録の保管期間は3年以上となっていますので、ご注意ください。

7ページ（表-2）法定点検の例参照。

ウ 日常点検

上記ア・イとは別に、施設の状態を把握するとともに不具合の早期発見のために日々行う巡回や確認の作業をいいます。

この日常点検は、機器等の作動状況や異常の有無等の確認であり、特別な専門知識や専門用具は不要なため、施設管理者が直接実施している例が多いです。不具合等の早期発見のためには、日常点検の記録を残しておくことが重要です。

【日常点検の例】

- ① 始業前・終業後確認
- ② 設備機器の始動前確認

コラム

◆ 日常点検で不具合点を発見できた事例

- | | |
|----------------------|-----------------------------------------|
| ア 普段は濡れていない廊下が濡れていた。 | → 天井内の配管からの水漏れだった。 |
| | → 天井裏からの雨漏りだった。 |
| イ 機械室で小さな振動・異音があった。 | → 給水ポンプの故障の前兆だった。 |
| ウ 外壁面の亀裂からの錆汁を発見した。 | → そのままにしておくと雨漏りが発生し、さらには外壁の劣化進行の恐れがあった。 |

(3) 運転・監視

施設の運営状況に合わせて設備機器等を運転するとともに、その運転状況を監視し制御することをいいます。

建物の設備機器等は通常、運転の操作がしやすいように考慮されていますが、区庁舎の空調設備など設備の系統や運転が複雑で機器の操作に専門知識が必要な場合に運転・監視を専門業者に委託する場合があります。

設備機器等に異常が生じたときは、機器を停止させるなどの適切な措置を行わないと、機器が破損する場合があります。また、火や大きな電力を使用する機器では重大な事故に至る恐れもあるため、注意が必要です。

(4) 保守

点検結果に基づき建物や設備機器の機能回復又は危険防止のために行う、部品交換や注油、塗装等をいいます。

ア 施設管理者が直接行うもの（修繕含む）

電球の交換、内装仕上げの小規模な補修、割れたガラスの交換、給水管の水漏れやガス漏れの修理、建具の調整、塗装補修（錆落とし・タッチアップ等）、など部分的な補修は、施設管理者が直接作業するか専門業者に修繕等を発注して行います。

施設管理者が直接対応する場合に備えて、機器等の取扱説明書を常備しておくことが重要です。

イ 委託により行うもの

設備機器等の保守には資格や専門知識が必要な場合があり、メンテナンス業者に委託して行うことがあります。また、定期点検等を含めて一括して委託する場合があります。

自動火災報知設備の感知器等の修理については、専門業者へ委託する必要があります。

(ア) メーカーによるメンテナンス契約を実施するもの

複雑な機構を持つ装置等ではメーカー独自のノウハウによる機器が組み込まれている場合があります、当該機器メーカーとメンテナンスの委託契約をすることがあります。

【メーカーによるメンテナンス契約を実施する機器の例】

- ① 昇降機（エレベーターやエスカレーター）
- ② 空調機器（吸収冷温水機やガスヒートポンプ式空調機）
- ③ 空調等の自動制御装置
- ④ 自動ドア設備

(イ) メンテナンス契約の注意事項

設備機器等では、単に保守等を実施するだけで安全な運転を継続できるわけではなく、ある時期に大掛かりな部品交換等が必要となり、そのために多額の費用が発生する場合があります。長期間にわたり設備等を維持保全するうえで、メンテナンス契約について注意が必要です。

a POG契約とFM契約

POG契約はパーツ・オイル・アンド・グリース契約、点検契約とも言われます。定期点検と消耗品を含みますが、交換部品及び交換費用は含みません。また、契約期間内の故障時対応（コールサービス）を含む契約と、点検だけの契約があり、点検だけの契約の場合、コールサービスも交換部品及びその交換費用は契約に含まれません。したがって、突発的な故障時に部品交換費用等の確保が必要となり、また、故障が多発するとトータルの割高となる傾向があります。

FM契約はフルメンテナンス契約とも言われます。機器の定期点検と消耗品、一般的な交換部品及び交換費用を含み、契約期間中の故障についても対処する契約です。言わばFM契約はPOG契約に「その他の部品の交換・修理、故障時対応等」の「別途費用」を含んだものになります。この「別途費用」は「その他の部品の交換・修理」の有無に関わらず支払う性質のもので、一種の保険の積立的な意味を持つものと考えられます。

FM契約はPOG契約に比べ高額となりますが、高信頼度を要求される次の機器の契約に多く用いられており、安価な契約金額のみで安易に契約することは注意が必要です。特に指定管理への移行等で施設管理者が変更となる際に、施設管理者（指定管理者）独自の判断でFM契約からPOG契約に変更することは積み立てた保険を解約することと同様であり、避けなければなりません。

FM契約とPOG契約には、メーカー系とメーカー系以外の保守業者があり、メーカー系以外の保守業者への変更については、故障時に部品調達や復旧までの時間がメーカー系に比べて相当かかることがありますので、緊急時の対応において、施設の運営上問題が生じないかどうか確認して判断しなければなりません。

【POG契約とFM契約がある機器の例】

- ① 昇降機（エレベーター等）
- ② ガスヒートポンプ式空調機（GHP）
- ③ 自動ドア設備

コラム

◆ POG契約をメーカーのFM契約に戻せるか？

メーカーのFM契約だったものをメーカー以外のFM契約やPOG契約に切り換えてしまった場合、メンテナンス内容が不十分ということで、再度元のFM契約に戻すことはできないと言われています。前述のように、積立て保険を一度解約してしまうと、元に（又は途中継続として）戻すことができないのと同じことです。

FM契約の効果は施設がやや古くなり、部品交換の時期が近づいたころから出てくるものなので、切換えには十分かつ慎重な検討が必要です。

◆ 正しく保守点検が行われていますか？

FM契約でも、保守点検業者によっては、不具合が出るまで消耗部品の更新を実施していない事例がありました。管理者は、保守点検業者とFM契約の内容を理解し、正しく保守が実施されていることを確認することが重要です。

製造メーカーの保守マニュアルに、寿命部品について標準更新周期等の情報が記載されています。また、国土交通省 Web サイトに、エレベーター等の安全性を維持するために必要な情報が掲載されています。

b 有資格業者との保守契約（表－3）

保安上重要な防災機器や複雑な機構を持つ装置などでは、有資格者による保守等が法令で規定されている場合があります。保守等を委託する場合には委託業者が資格を有していることを書面等で確認する必要があります。

（表－3）有資格者による保守等が規定されている例

| 対象機器 | 資格名称 | 規定法令 |
|----------|---------------------------|----------------|
| 昇降機 | 昇降機検査資格者 | 建築基準法 第12条 |
| 受電設備 | 電気主任技術者 | 電気事業法 第43条 |
| 自家用発電機設備 | 消防設備点検資格者と第一種自家用発電設備専門技術者 | 横浜市火災予防条例 第15条 |
| 電気設備工事 | 電気工事士 | 電気工事士法 第3条 |
| 消防用設備 | 消防設備士又は消防設備点検資格者 | 消防法 第17条の3の3 |
| ボイラー設備 | ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習修了者 | 労働安全衛生法 第61条 |

(5) 施設管理者点検

長寿命化対象施設を対象に、「施設管理者点検マニュアル」に基づいて施設管理者が年 1 回行うものです。施設管理者点検の点検入力表は、施設管理者が行う日常点検や専門業者が行う法定点検、定期点検の結果を記入するなどしてまとめます。

施設管理者点検の結果は、施設所管区局が所管する施設の維持保全に役立てるほか、建築局に提出します。建築局は、提出された施設管理者点検の内容を確認し、技術的な対応が必要と判断したものについて二次点検を行い、以後の長寿命化工事の選定・計画に活用します。

※二次点検を行った結果、長寿命化対策工事の対象にならなかったもの及び二次点検の対象にならなかったものについては、施設管理者にて必要に応じ小破修繕または日常点検をしっかりと行い、適切な状態監視を行ってください。

(6) 劣化調査

長寿命化対象施設を対象に、建築局（保全推進課）が、しゅん工後 10 年を経過した施設及び前回調査から 6 年を経過した施設を対象に実施する調査です。「建築物」と「建築設備」を分けて調査しているため、同じ年度に両調査ができない場合は、年度をずらして施設に伺うこととなります。

また、同一年度に 1 2 条点検を実施する施設の場合は、原則劣化調査と併せて実施します。

劣化調査の結果は、長寿命化工事の選定や詳細調査の要否の判断、小破修繕で対応すべき事項の把握、個別保全計画の見直しに活用します。

施設管理の心得

1

各種点検結果報告書は、必ず目を通し、指摘事項を把握しましょう。

・点検結果報告書が施設管理者まで届いていない、事例がありました。
 管理所管課は、確実に施設管理者にも点検結果報告書を渡し、情報共有して下さい！



2

各種点検結果報告書の指摘事項に対して、修繕計画を立て、実行して下さい。
 早急に修繕できない場合は、最低限安全確保のため、事故防止に必要な応急措置を施して下さい。

万が一事故が起きた時、責任を問われるのは管理者、所有者です！
 最悪の事態をイメージし、危機意識を持ちましょう！

例

| 指摘事項 | 想定される事故 |
|---------------------------|------------------------------------------------------------|
| [建築]外壁のタイルの大部分に浮き、亀裂がある。 | タイル剥落により通行人へ衝突 →応急措置として、落下想定箇所を通行禁止、剥離し そうなタイルを強制撤去 |
| [建築]避難階段に物品が放置されている。 | 非常時、逃げ遅れ負傷、死傷 →物品を撤去し、避難経路を確保 |
| [設備]非常用照明が不点灯(球切れ) | 非常(停電)時、避難経路に非常用照明が灯らず逃げ遅れたり、避難者同士が衝突 →非常用照明の球の更新 |
| [防火]防火シャッターの煙感知器等が故障している。 | 火災時、階段の防火シャッターが閉まらず、火災が急速に階段(避難経路)にまわり避難できない。 →煙感知器等の修理 |

日常点検
経過観察

修繕 or
応急措置

危険回避
安全確保

不具合
発見

早急な
対応

6 維持保全上の注意事項

(1) 複合施設における共用・専有の区分の明確化

地区センターと地域ケアプラザ、市営住宅と地域ケアプラザ、福祉活動拠点と民間施設等の複合施設の場合、共用部分（玄関、廊下、昇降機、空調等の設備機器等）と各施設の専有部分の区分は、管理協定等の中で明確にしておく必要があります。区分が不明確だと、誰が管理しているのか分からない、工事等を行う際に費用の負担割合が決まらないために手続きが進まないなど、施設の維持保全に支障をきたすことになります。共用・専有の区分を明確化するとともに、費用の負担割合について覚書等に明記しておく必要があります。

指定管理者制度における協定書等の作成にあたっては、施設所管区局は共用・専有の区分や工事等の費用負担割合について明記する必要があります。

(2) 施設管理の関係者変更時の確実な引継ぎ

指定管理者の変更や年度切替えに伴う管理委託業者の変更など、施設管理に関わる者が変わる場合には、維持保全についての引継ぎを確実にを行う必要があります。

また、引継ぎの内容は施設の状態を把握するための重要な情報なので、施設所管区局は引継ぎ時に内容の確認を行ってください。

維持保全に係る資料・データ類が後継者に確実に引き継がれることが重要であり、そのためには、点検に係るデータやフォーマットなど維持保全に係る資料・データ類は本市に帰属することを協定書等に明記する必要があります。

(3) 事故の報告

建築物や設備に起因した事故が発生した場合には、施設管理者は施設所管区局に連絡し、連絡を受けた施設所管区局は建築局保全推進課に報告して下さい。併せて、昇降機（エレベーター、エスカレーター）及び自家用電気工作物（6,600V 以上で受電している施設の電気設備）においては、法令に基づき特定の行政機関に報告する必要があります。

ア 建築設備（昇降機）

- ・速報 …… 事故が発生した時から直ちに
- ・詳報 …… 事故処理が解決した日から7日以内
- ・提出先 …… 横浜市建築局建築指導課
電話：671-4538（建築設備及び昇降機等）
- ・報告様式（次の URL から様式をダウンロードしてください。）

国土交通省 HP

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000105.html

昇降機（エレベーター、エスカレーター等）について
1. 昇降機の適切な維持管理
(1) 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」
・別表 1 昇降機事故報告書（Excel）

イ 自家用電気工作物

(ア) 報告が必要な主な事故一覧

- ・感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（治療のため入院した場合に限る。）
- ・電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上（20%以上）の場合に限る。）
- ・主要電気工作物の破損事故（発電所や特別高圧受電設備がある場合）
- ・電気事業者に供給支障を発生させた事故（波及事故）

(イ) 事故報告期限

- ・電気事故速報 …… 事故の発生を知った時から 24 時間以内
- ・電気事故詳報 …… 事故の発生を知った日から 30 日以内

(ウ) 提出先

経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課

窓口：安全推進係

(エ) 報告様式（次の URL から様式をダウンロードしてください。）

https://www.safety-kanto.meti.go.jp/electric/e_accident.html

(2) 報告様式と方法

| 報告期限 | 報告様式 | 報告の方法 |
|---------|------------------|---------------------------------------------------|
| 24 時間以内 | 電気事故速報様式（word 版） | 様式に必要事項を記入後、窓口まで F A X またはメールを送信してください。 |
| 30 日以内 | 電気事故詳報様式（word 版） | 様式に必要事項を記入後、窓口までお電話いただき、原則としてご持参いただきますようお願いいたします。 |

(4) 高圧（6,600V）受電している施設での電気設備管理

6,600Vで受電している施設の施設所管区局は、公共の安全の確保及び環境の保全を図るために、施設所管区局自らが自己責任のもとに電気の保安を確保する義務があり、電気事業法の規定により、次のことを行う必要があります。

なお、管理施設などで、電気設備の維持・管理の責任を指定管理者へ委託する場合は、契約書にて関係者間の責任を明確に規定する必要があります。

ア 電気設備の維持（技術基準適合維持）（電気事業法第39条1項）

施設所管区局は、電気設備を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持すること。

イ 保安規程の制定、届出、順守（電気事業法第42条）

施設所管区局は、電気設備の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、国に届け出ること。また、設置者及びその従業員（指定管理者など含む）は、保安規程を守ること。この保安規程は、施設単位で作成する必要があり、電気事業法施工規則第50条4項に定める項目について具体的に定める必要があります。

ウ 電気主任技術者の選任、届出（電気事業法第43条）

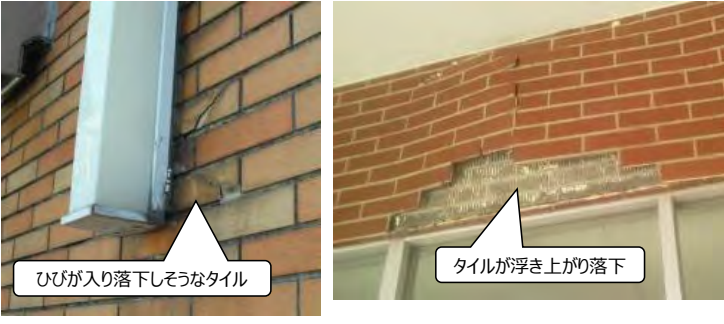
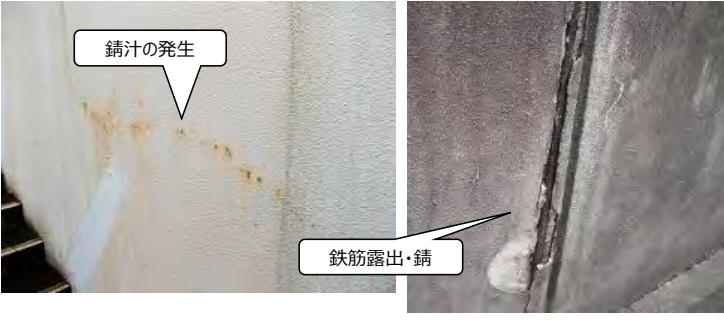
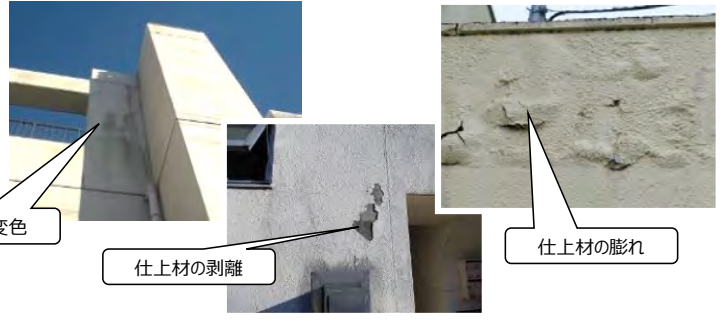
施設所管区局は、電気設備の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために電気主任技術者を選定し、国に届け出ること。

横浜市及び指定管理者は、電気設備の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者（保安管理業務外部委託承認制度による場合を含む。）の意見を尊重する必要があります。また、電気設備の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従う必要があります。

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|-----|------------|-----------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| A-1 | | 雨漏りはありませんか | | <p>雨の日に雨漏りが確認されたら「不具合あり」とします。雨漏りがある場合は、どのような場合に起きるかも記入ください。</p> <p>屋内に影響があるので早急に対応してください。また、雨量や風向きによって違いがあるか確認してください。</p> | |
| A-2 | | 露出防水層等の浮き・破損はありませんか | | <p>露出防水（シート防水、塗膜防水）にシワ、膨れ、剥れ、水たまり、穴が開いているか確認します。</p> | |
| A-3 | 屋上 (屋根) | 傾斜屋根の屋根葺き材の変形・剥れ・損傷等はありませんか | | <p>屋根葺き材の剥れ等がある場合は「不具合あり」とします。また、外観上の剥れ等がなくても、雨の日に雨漏れが確認されたら「不具合あり」とします。写真が撮れない場合は、図面を付けてください。</p> <p>傾斜屋根上は、足場が不安定のため上がらないください。調査は、屋根が見える箇所からの目視としてください。</p> | |
| A-4 | | パラペットにひび割れ・浮き・剥落はありませんか | | <p>目視及び叩いて確認します。</p> <p>落下の危険性がある場合は早急に対応してください。また、高層部の場合は周囲を立入禁止にするなどの措置をしてください。</p> | |

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|-----|------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| A-5 | | ルーフドレインの排水不良箇所はありませんか |  | <p>目視で確認します。雨上がりに水たまりが確認されたら「不具合あり」とします。</p> <p>枯葉や土等は防水層を傷めることがありますので、除去してください。ただし、草等が大きくなっている場合は、伸びた根が防水層に食い込んでいる可能性があるため、無理に引き抜かず上部を取ってください。</p> | |
| A-6 | 屋上 (屋根) | 軒樋に土・落ち葉などたまっていませんか |  | <p>目視で確認します。落ち葉等がたまった状態だと排水不良や雨漏りの原因になりますので、定期的に清掃してください。</p> | |
| A-7 | | 屋上の手すりやタラップ等の金属類に腐食（錆）・破損箇所・ぐらつきはありませんか |  | <p>目視及び叩いてぐらつきがないか、確認します。</p> <p>落下の危険性がある場合は早急に対応してください。</p> | |

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| A-8 | 屋上 (屋根) | <p>天窓（トップライト）等に、雨漏り・ひび割れが見られませんか</p> <p>また、踏み抜きによる転落等の十分注意を要する天窓（トップライト）がある場合、安全措置は講じていますか</p> |  | <p>れ、雨漏りがあれば「不具合あり」とします。また、天窓にガラスが用いられている場合は割れていないか確認してください。</p> <p>ガラスが割れていた場合は、その下の破片等が落下する可能性がある範囲を、立入禁止にしてください。</p> <p>天窓がある場合は、屋上出入口の常時施錠や立ち入り禁止表示等、施設に応じて安全措置を講じてください。点検等で屋上に立ち入る場合は、点検者の転落防止措置を講じてください。</p> | |
| A-9 | 外壁 | <p>外壁から室内に雨漏りはありませんか</p> |  | <p>目視で確認します。</p> | |
| A-10 | 外壁 | <p>ひび割れ・破損・浮きはありますか</p> |  | <p>目視及び叩いて確認します。</p> <p>落下の危険性がある場合、手の届く範囲は落としてください。また、高層部の場合は、周囲を立入禁止にするなどの措置をしてください。</p> | |


| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| A-11 | | 外壁面のタイルで落下しそうな箇所はありませんか |  | <p>目視で確認します。</p> <p>落下の危険性がある場合、手の届く範囲は落としてください。また、高層部の場合は、周囲を立入禁止にするなどの措置</p> | |
| A-12 | 外壁 | 錆汁の発生・鉄筋の露出はありませんか |  | <p>目視で確認します。</p> | |
| A-13 | | 仕上材の変色・剥離・膨れ等はありませんか |  | <p>目視で確認します。</p> <p>落下の危険性がある場合、手の届く範囲は落としてください。また、高層部の場合は、周囲を立入禁止にするなどの措置をしてください。</p> | |

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|----|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----|
| A-14 | | 窓周りからの雨漏りはありませんか |  | 降雨時に目視確認します。 | |
| A-15 | 建具 | 窓や扉の開閉時に、がたつき・異音等はありませんか また、部材のズレや浮きはありませんか（R6年4月追記、詳細は施設管理者点検マニュアル（建築）最終頁参照） |  | 触って確認します。 | |
| A-16 | | サッシ廻りのシーリング材の破断・ひび割れ・硬化はありませんか |  | 目視で確認します。 | |

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|----|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| A-17 | | 施錠・解錠に不具合はありませんか |  | 鍵の開閉をして確認します。 | |
| A-18 | 建具 | 防火戸・非常口（鋼製）・防火シャッターの開閉に異常はありませんか |  <p style="text-align: center;">非常口（鋼製） 防火シャッター</p> | 年に1回は開閉を確認してください。 | |
| A-19 | | 排煙窓の開閉に異常はありませんか |  | 年に1回は開閉を確認してください。 | |
| A-20 | 内装 | 天井周辺に錆汁の発生はありませんか（特にプール室や浴室、更衣室など湿気の高い居室） |  | <p>錆や錆汁が確認された場合は、天井内が腐朽している可能性があるため、詳細調査を依頼するなどの対応を行ってください。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">落下の危険性がある場合は、取り外してください。</p> | |

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|----|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| A-21 | 内装 | 天井・壁面のタイルやボードで落下しそうな箇所はありませんか |  | <p>目視で確認します。</p> <p>天井材が、ふやけたりたわんだりして、落下しそうであれば天井材を剥がしてください。</p> | |
| A-22 | | 側溝・ますに、土・落ち葉等がたまっていたり、泥たまり等の排水不良箇所はありませんか |  | <p>目視で確認します。雨上がりに水たまりが確認されたら「不具合あり」とします。</p> <p>たまっていたら清掃してください。また、清掃は定期的に行ってください。</p> | |
| A-23 | 外構 | 人や自動車が通行する箇所に段差や路面の隆起・陥没は発生していませんか |  | <p>目視で確認します。</p> | |
| A-24 | | 崖側・隣地に排水が流れていませんか |  | <p>目視で確認します。</p> | |

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|-----|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
| A-25 | 外構 | 石垣・擁壁等に亀裂・膨れ、コンクリートブロックの塀に亀裂・傾きはありますか |  | 目視で確認します。 | |
| A-26 | | 金属製フェンスの支柱に腐食（錆）や欠損はありませんか |  | 目視及び叩いてぐらつきがないか確認します。 | |
| A-27 | その他 | 縦樋で取付けの悪い箇所はありませんか |  | 目視で確認します。 | |
| A-28 | | 屋外階段・踊り場の手すり等の破損・腐食はありませんか |  | 目視で確認します。 | |

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|-----|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| A-29 | その他 | 鉄骨部分の腐食（錆）はありませんか |  | <p>目視で確認します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 落下の危険があれば早急に対応してください。 </div> | |
| A-30 | | 定期点検（建築基準法点検）での指摘事項はありませんか | 点検時等に指摘事項がある場合は記載します。 | 点検表に指摘事項が記載されていれば「不具合あり」とします。 | |
| A-31 | | A-1からA-30以外で気になる点はありませんか | A-1からA-30の項目に該当しないが、気になることがあれば、その内容を記載して下さい。 | | |

【注意喚起】 サッシ方立カバーの点検について

令和6年2月に市内地区センター体育室でサッシの方立(ほうだて)カバーが落下する事象が発生しました。原因特定はされていませんが、ボールなどが断続的に当たったことの影響などが考えられます。

安全対策上、類似の施設について、施設管理者に点検を依頼し継続的に確認してもらっています。その他の施設について、施設管理者点検の中で点検していただくようお願いします。

《点検方法等》

■ 目視にて方立のカバーがズレて浮いている状況の有無を御確認ください。

有りの場合は、点検入力表のA-15において「不具合あり」を選択入力してください。

■ 落下の危険性がある場合は、工務店等の専門業者に確認してもらい、カバーをビスで固定する等の落下防止措置をお願いします。

ほうだて
(概要) サッシの方立カバー落下事象

- 1 状況
令和6年2月に市内地区センターにおいて、地域の方が体育室のカーテンを開けたところ、カーテンに寄りかかっていたと思われるサッシの方立カバーが落下（人的被害なし）
- 2 サッシ等の概要
れんそろ
体育室の東面中央部の連窓サッシ※（W4.7m×H2.64m）
連窓サッシの位置は体育室床面から概ね4.2m（サッシ下端）
※ 連窓サッシとは複数の窓が横につながっているもの。つなぎ部分に方立カバーが設置されていることが多い。



- 3 落下物
連窓サッシのつなぎ部分の方立カバー（アルミ製）、取付方法はめ込み式
断面：縦横 50mm（コの字）、長さ：2430mm、重量：1.45kg



| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|-----|----------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| E-1 | 一般照明 | 著しい汚れ、破損、ひび割れ、変色、錆等はありませんか ランプの交換頻度が高くなっていますか |  | <ul style="list-style-type: none"> ・点灯させて状態を確認してください。 ・腐食や破損がないか目視で点検してください。 ・管球交換の記録等を確認し、球切れの頻度が高くなっている場合は記入してください。 | |
| E-2 | 外灯照明 | 破損、取付けの問題はありませんか 点灯しない外灯はありませんか |  | <ul style="list-style-type: none"> ・点灯中または点灯させて状態を確認してください。 ・カバー等の破損、雨水の浸入や発錆がないか確認してください。 ・外灯ポールの根元等に腐食がないか確認してください。 | |
| E-3 | コンセント | 破損、変色はありませんか |  | <ul style="list-style-type: none"> ・破損、変色等がないか確認してください。 ・埃がたまっている場合は、点検と併せて清掃してください。 | |
| E-4 | 安全に関わる項目 | E-1～E-3以外の天井・壁面に設置された電気設備で、錆等により脱落の恐れがある箇所はありませんか |  | <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備で腐食や破損等のため、落下または感電等の危険がないか確認してください。 (例 分電盤の扉等の脱落、電気配管の脱落等) | |

施設管理者点検マニュアル（電気）

令和7年度改訂

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|-------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| E-5 | 高圧受変電設備 | 電気設備の年次点検で指摘事項はありませんか | 受変電設備や分電盤などの電気設備は、年に1回停電して、詳細に点検しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・高圧受電施設のみ点検してください。低圧受電施設での点検は不要です。 ・電気設備年次点検の指摘事項があれば、記入してください。 ・受変電・配電のための設備は近づく大変危険ですので、直接点検せず、点検報告書の点検結果を記入してください。 | |
| E-6 | 防災設備 | 頻度の高い誤報はありませんか | <p>【火災を検知して自動的に通報するシステムです】 （事務室など常に管理者が在席している所にあります）</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・防災設備とは自動火災報知設備、非常放送設備等のことです。 ・自動火災報知設備の誤報や誤動作が多い場合は、記入してください。 | |
| E-7 | | 消防用設備等の定期点検で指摘事項はありませんか | 防災設備は半年に1回、専門業者による詳細な点検を実施しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備の点検結果で、指摘事項がある場合は記入してください。 | |
| E-8 | 非常用発電装置 | 定期点検または法定点検、月次点検報告書等で指摘事項はありませんか | 非常用発電装置は専門業者による詳細な点検を実施しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の点検結果で、指摘事項がある場合は記入してください。 | |
| E-9 | 直流電源装置 （蓄電池電源） | 定期点検または法定点検、月次点検報告書等で指摘事項はありませんか | 直流電源設備は専門業者による詳細な点検を実施しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・直流電源装置の点検結果で、指摘事項がある場合は記入してください。 | |
| E-10 | 電話設備 | 機能の異常はありませんか |  | <ul style="list-style-type: none"> ・不通やノイズ等の不具合がある場合は記入してください。 | |

施設管理者点検マニュアル（電気）

令和7年度改訂

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| E-11 | 電話設備 | 定期点検または月次点検報告書等で指摘事項はありませんか | 電話設備は専門業者による詳細な点検を実施しています。 | ・電話設備の点検結果で、指摘事項がある場合は記入してください。 | |
| E-12 | 昇降機 | 異音、振動、着床段差等の運行状態における異常はありませんか 戸の開閉状態に異常はありませんか |  | <ul style="list-style-type: none"> ・昇降機とはエレベータ、エスカレータ、小荷物用昇降機のことです。 ・通常の使用で、異音、振動、段差等を発見した場合は保守業者に点検依頼するのが原則ですが、異常があった場合は記入してください。 ・ピット内の浸水については建築の入力表(A-31)に記入をしてください。 | |
| E-13 | | 定期点検または法定点検、月次点検報告書等で指摘事項はありませんか | 昇降機は専門業者による詳細な点検を実施しています。 | ・昇降機の定期保守点検結果で、指摘事項がある場合は記入してください。 | |
| E-14 | 自動ドア | 破損、取付けの問題はありませんか 機能の異常はありませんか |  | <ul style="list-style-type: none"> ・実際に開閉させて異音、動作不良等がないか確認してください。 ・使用上で、支障を生じている場合は、記入してください。 | |
| E-15 | | 定期点検または法定点検、月次点検報告書等で指摘事項はありませんか | 自動ドアは専門業者による詳細な点検を実施しています。 | ・自動ドアの保守点検結果で、指摘事項がある場合は記入してください。 | |
| E-16 | 舞台設備 | 破損、取付けの問題はありませんか 機能の異常はありませんか |  | <ul style="list-style-type: none"> ・舞台設備とは舞台照明、舞台音響、舞台装置のことです。 ・使用上で、支障を生じている場合は、記入してください。 ・舞台の床面等、舞台自体の不具合については建築の入力表(A-31)に記入してください。 | |

施設管理者点検マニュアル（電気）

令和7年度改訂

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|---------|----------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| E-17 | 舞台設備 | 定期点検または月次点検報告書等で指摘事項はありませんか | 舞台装置は専門業者による詳細な点検を実施しています。 | ・舞台設備の保守点検結果で、指摘事項がある場合は、記入してください。 | |
| E-18 | 建築基準法点検 | 12条点検（建築基準法第12条定期報告）で指摘事項はありませんか | 建築基準法第12条点検の対象施設になっている場合、毎年点検を実施しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法12条に基づく点検の結果で、「非常用の照明装置」、「排煙設備」の「予備電源」に関する項目を確認してください。 ・上記項目で指摘事項がある場合は、記入してください。 ・指摘がある場合は、法令違反状態が何年継続しているかも記入してください。 | |
| E-19 | その他 | E-1～E-18以外の電気設備で不具合等はありませんか | E-1からE-18の項目に該当しない電気設備の不具合があれば、その内容を記載して下さい。 | | |

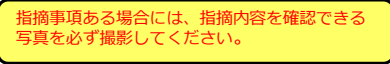

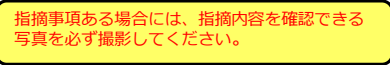
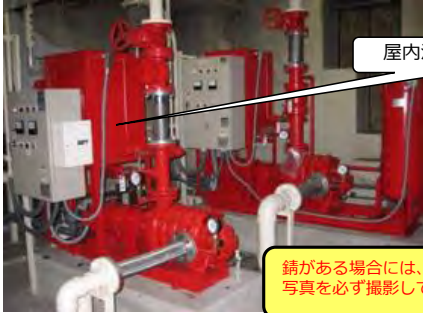
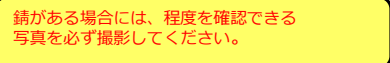
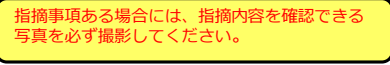
| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|-----|------|-----------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| M-1 | | 冷暖房の温度・風量の調整ができない箇所はありますか | | <ul style="list-style-type: none"> 室温を設定しても、冷えない/暖まらない箇所はありませんか？ →エアフィルターが汚れ等で目詰まりしていませんか？清掃を実施することで機能が回復することがあります。 ・しばしば運転が止まってしまう箇所はありませんか？ | |
| M-2 | | 大型空調機、空調室外機等に著しい腐食（錆）、異常音等はありませんか | | <ul style="list-style-type: none"> ・これらの機器は、「屋外」や「機械室」等に設置されています。 ・近くに寄り、取付部などに著しい錆がないか、「ガタガタ」等の異常音がないか等の様子を確認してください。 ・機器周辺に放熱を妨げるような障害物がないか確認してください。 ・配管の錆、水漏れがないか確認してください。 | |
| M-3 | 空調設備 | 空調の室内機には錆、異常音等はありませんか | | <ul style="list-style-type: none"> ・室内機の錆、異常音、水漏れがないか確認してください。 ・部屋内にある機器です。機器が天井面に設置されている場合や天井内に設置されている場合、床に置かれている場合等があります。 ・機器が天井面に設置されている場合や天井内に設置されている場合は付近の天井面の染み（天井部に漏水や結露の跡がないか）を確認してください。 | |
| M-4 | | 換気扇、送風機等に異常音、故障等はありませんか | | <ul style="list-style-type: none"> ・これらの機器は、天井内部や排気口に設置されている場合があります。 ・近くに寄り、著しい錆がないか、「ガタガタ」等の異常音がないか、回転物が偏心していないかなどの様子を確認してください。 | |

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|-----|--------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| M-5 | 空調設備 | メーカーの点検時等に指摘された事項はありませんか | <p>点検時等に指摘事項がある場合は記載します。</p>  <p>指摘事項がある場合には、該当機器、場所を特定できる写真を必ず撮影してください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・空調関連機器（冷温水発生機、空調機等）の保守点検等で、メーカー等からの「指摘」はありませんか？ | |
| M-6 | 中央監視装置 | メーカーの点検時等に指摘された事項はありませんか | <p>点検時等に指摘事項がある場合は記載します。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・中央監視装置（事務室や監視室で空調機器やファンの発停、水槽等の警報を知らせる装置）の保守点検等で、メーカー等からの「指摘」はありませんか？ | |
| M-7 | | 水道水に、色・臭いはありませんか | | <ul style="list-style-type: none"> ・数箇所の蛇口で、赤水が出たり、錆が混ざっていたり、臭いがあるか確認します。 | |
| M-8 | 水回り | 水槽に水漏れや亀裂はありませんか |  <p>水槽は屋上、屋外、機械室等にありま</p> <p>水漏れや亀裂がある場合には、程度や場所を確認できる写真を必ず撮影してください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・水槽（受水槽、高架水槽等）からの水漏れや、水漏れの跡がないか確認します。 ・水槽の本体、架台に損傷、変形、錆等がないか確認します。 | |

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|----------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| M-9 | 水回り | 配管類からの水漏れはありませんか |  <p>配管からの水漏れをチェックします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・水や液体が垂れていないか確認します。 ・配管を見ることができる箇所を確認してください。 <p>※点検口等が分かればそこでも結構です。</p> | |
| M-10 | | 排水で流れにくかったり、臭いがするところはありませんか | | <ul style="list-style-type: none"> ・流しやトイレ床面、キッチン床面などの排水器具に排水不良や異臭はないか確認します。 ・雨水ます、汚水ますに排水不良や異臭はないか確認します。 | |
| M-11 | | 蛇口や便器等に不具合はありませんか | | <ul style="list-style-type: none"> ・便器、洗面器に著しい亀裂、ぐらつき、その他の損傷はありませんか。 ・トイレはきちんと流れますか？（水量が足りない、水が流れないなど） ・水道はきちんと出ますか？（空気が混じる、水が途切れる、水が出ないなど） | |
| M-12 | | ポンプ類に著しい錆・異常音・異常振動はありませんか | <p>ポンプ類は機械室にあります。</p> <p>床下やドライエリアに設置されている場合もあり</p> <p>異常音 振動</p> <p>異常音・振動がある場合には、該当機器を特定できる写真を必ず撮影してください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・著しい錆や、床に水たまりがないか確認します。 ・ポンプが運転している時、ガタガタ等の異常な音や振動がしないか確認します。 ・床下やドライエリアなどに排水ポンプが設置されている場合があります。 <p>タイマー等で自動起動する可能性があるため、機器本体には触らないでください。</p> | |
| M-13 | | 水、お湯の出方に問題はありませんか | | <ul style="list-style-type: none"> ・お湯が「ぬるい」などはありませんか？ ・お湯が出ないことはありませんか？ | |
| M-14 | 昨年と比較して、水道使用量に著しい増加はありませんか | | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年一年間や昨年と同月の水道使用量を比較し、著しい増加はないか確認します。 <p>（→増加している場合は給水管からの水漏れが疑われます。）</p> | | |

施設管理者点検マニュアル（機械）

令和7年度改訂

| 番号 | 項目 | 点検内容 | 写真等 | 点検方法 | 記録 |
|------|---------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| M-15 | 水回り | その他、水回りで専門業者から不具合の指摘はありませんか | 点検時等に指摘事項がある場合は記載します。  | | |
| M-16 | ガス | ガス機器に著しい腐食、劣化はありませんか |  | ・湯沸器、ガスレンジ等のガス機器が著しく劣化していませんか | |
| M-17 | | ガスを使用する部屋で換気扇が故障しているところはありませんか | | ・換気扇、送風機等が作動しない、または換気が十分でないところがありますか？ | |
| M-18 | | その他、ガス関連で専門業者等からの指摘はありませんか | | 点検時等に指摘事項がある場合は記載します。  | |
| M-19 | 消防設備 | 消防設備（屋内消火栓、スプリンクラー、非常用発電機等）に附属する水槽内部に著しい錆はありませんか。 |   | <ul style="list-style-type: none"> ・水を使用する消火設備（屋内消火栓、スプリンクラー等）のポンプに附属する水槽の内部を点検し、著しい錆が発生していないか確認します。 ・ディーゼルエンジン非常用発電機の冷却用水槽の内部を点検し、著しい錆が発生していないか確認します。（→消防法定点検では、水槽内部までは確認しないので、施設管理者による直接の確認、または設備巡視点検業者等による確認が必要です。） | |
| M-20 | 建築基準法点検 | 定期点検での指摘事項はありませんか | 点検時等に指摘事項がある場合は記載します。  | 点検表に指摘事項が記載されていれば「不具合あり」とします。 | |
| M-21 | その他 | M-1～M-21以外の機械設備で気になる点はありませんか（膨張タンク、電気温水器、機械式駐車場など） | M-1からM-20の項目に該当しないが、機械で気になることがあれば、その内容を記載してください。 | | |

維持管理業務一覧（参考例）

| | 業務 | 内容 | 頻度 | 根拠 |
|-------------|------------------|------------------------|---------------------|----------------------------------------------------|
| 電気・機械設備 | 建物設備維持管理 | 包括管理 運転監視 日常巡視点検 | 毎日 | |
| | 設備総合巡視点検 | 設備巡視点検 | 1回/月 | |
| | 電気設備点検（高圧受電以上） | 巡視点検 | 1回/月 | 電気事業法上の電気主任技術者業務 関東電気保安協会等による委託 |
| | | 定期点検 | 1回/年 | |
| | 非常用発電機点検 | 定期点検 | 2回/年 | 消防法上、電気事業法上の点検 専門メンテナンス業者による委託 |
| | 直流電源装置点検 | 定期点検 | 2回/年 | 直流電源装置の専門メンテナンス |
| | UPS装置（無停電電源装置）点検 | 定期点検 | 1回/年 | UPS装置の専門メンテナンス |
| | 中央監視装置点検 | 定期点検 | 1回/年 | 規模の大きな施設の場合の監視制御装置の専門メンテナ ンス業者による委託 |
| | 空調自動制御点検 | 定期点検 | 2回/年 | 空調自動制御の専門メンテナンス |
| | 空調設備点検 | 巡視点検 | 1回/月 | 巡視点検 フィルターの清掃 設備巡視点検業者 夏冬切替 空調の専門メンテナンス |
| | | 定期点検 | 2回/年 | |
| | 熱源機器等点検 | 定期点検 | 2回/年 | 冷温水器・ターボ冷凍機・ヒートポンプ・冷却塔・蓄熱槽等 |
| | ボイラー点検 | 定期点検 | 1回/年 | ボイラー（圧力容器）の専門メンテナンス 定期自主検査 2回/月 |
| | フロン漏えい点検 | 簡易点検 | 四半期ごと | フロン排出抑制法により 1回/年(50kw以上) 1回/3年(7.5kw～50kw未満) |
| 定期点検 | | | | |
| 衛生管理 | 受水槽及び高置水槽清掃 | 定期清掃 | 1回/年 | 水道法及びビル管理法等により |
| | 飲料水水質検査 | 検査 | 1回/6か月 | ビル管理法により（省略不可11項目、重金属等項目5項目） |
| | | | 1回/年 | ビル管理法により（消毒副生成物12項目） |
| | 給水栓残留塩素検査 | 検査 | 1回/週 | ビル管理法により |
| | 空気環境測定 | 測定 | 1回/2月 | ビル管理法により |
| | 清掃等 | 大掃除 | 1回/6か月 | ビル管理法により |
| | ねずみ・昆虫等防除 | 調査 | 1回/6か月 | ビル管理法により |
| | 汚水槽・雑排水清掃 | 定期清掃 | 2回/年 | ビル管理法により |
| | ウォータークーラー | 水質検査 | 1回/年 | 健康福祉局より指導 |
| | レジオネラ菌分析 | 水質検査 | 2回以上/年 | 定期に実施 健康福祉局より指導 冷却塔の水質検査 |
| グリストラップ等の清掃 | 定期清掃 | 4回/年 | 厨房などの排水設備の清掃 | |
| 建物等 | 消防用設備点検 | 定期点検 | 2回/年 | 消防法上の点検 消防設備点検資格業者による点検 |
| | 防火対象物定期点検 | 定期点検 | 1回/年 | 消防法第8条の2の2に基づくもの |
| | 放送設備点検 | 定期点検 | 1回/年 | 放送設備の専門メンテナンス |
| | ガス監視装置点検 | 定期点検 | 1回/年 | ガス漏れ警報機の専門メンテナンス |
| | 電話交換機点検 | 定期点検 | 1回/月 | 交換機の専門メンテナンス、電話も含む |
| | 電気時計点検 | 定期点検 | 1回/年 | 電気時計の専門メンテナンス |
| | 昇降機点検 | 定期点検 | 1回/月 | 法令点検 エレベータ・エスカレータ等の専門メンテナンス業者による委託 |
| | | 定期点検 | 1回/年 | 建築基準法第12条に基づくもの |
| | 自動ドア点検 | 定期点検 | 4回/年 | 自動ドアの専門メンテナンス |
| | 監視カメラ点検 | 定期点検 | 1回/年 | 監視カメラの専門メンテナンス |
| | 舞台音響設備点検 | 定期点検 | 2回/年 | 音響装置の専門メンテナンス |
| | 舞台設備点検 | 定期点検 | 2回/年 | 舞台設備（照明・緞帳等）の専門メンテナンス |
| | 雨水処理装置点検 | 定期点検 | 2回/年 | 交換機の専門メンテナンス |
| | 非常通報装置点検 | 定期点検 | 2回/年 | 装置の専門メンテナンス |
| | 機械警備点検 | | 常時 | 夜間時や休庁時の警備を自動通報装置にて警備会社へ連絡する |
| | 機械式駐車場点検 | 定期点検 | 1回/月 | 機械式駐車場の専門メンテナンス |
| 駐車場ゲート点検 | 定期点検 | 1回/年 | ゲート・料金精算機等の専門メンテナンス | |
| 清掃等 | 清掃業務 | 日常清掃 | 毎日 | 場内、庁舎内の清掃、ガラス清掃、外溝・排水ます清掃 照明器具清掃 |
| | | 定期清掃 | 1回/月 | |
| | 雨水槽清掃 | 定期清掃 | 1回/3年 | 水槽の清掃 |
| | 植栽剪定・草刈 | | 2回/年 | 剪定・除草 |
| | 運転監視業務 | | 常時 | 大規模な施設において常時職員が常駐し、電気機械設備 のメンテナンスを行う。 |
| 小破修繕 | | 随時 | | |

- * 上記点検以外に施設に特種な設備がある場合は必要に応じて点検を行う。
- * 点検回数は法的制約以外は目安であり施設規模や機器によって異なる。
- * ビル管理法の適用については特定建築物（特定用途の延べ面積3,000㎡以上）に該当する場合は義務付けとする。
- ※ 建築基準法第12条に基く建築物及び設備の点検は原則本市で行うため、指定管理業務には含まない。
（昇降機の12条点検のみ指定管理者が行う）